

計画期間 令和6年度～令和11年度

# 第2次旭川市自殺対策推進計画

気づき，つながる，生きるを支えるまちへ

令和6年(2024年)3月

旭川市



## はじめに

旭川市の自殺者数は、平成16年の120人をピークに、その後は減少に転じ、平成30年には40人とピーク時の半数以下となりましたが、この3年間は毎年50人余りの方が自ら尊い命を絶つという状況にあり、今なお、かけがえのない命が、日々自殺に追い込まれています。

これまでも、旭川市では、市民の誰もが健康で生きがいや希望を持ち、幸せを感じることができるまちを目指し、『誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現』に向け、関係部局で構成する「旭川市自殺対策計画庁内推進会議」を設置し、令和元年度から「旭川市自殺対策推進計画」等に基づき、全庁を挙げて自殺対策を推進してまいりました。

しかしながら、この間、社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により、さらに人との接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わり方や雇用形態を始めとした様々な変化が生じており、女性や子ども・若者の自殺や自殺につながりかねない問題が深刻化するなど、今後の影響が懸念されています。

また、長期化するコロナ禍において、人々の生活スタイルが大きく変化し、様々な分野でICTの活用が今まで以上に促進される状況となりました。

また、昨年、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されたことから、社会的な情勢の変化や本市の現状等を踏まえ、この度「第2次旭川市自殺対策推進計画 ～気づき、つながる、生きるを支えるまちへ～」を策定いたしました。

誰もが自殺に追い込まれることのない旭川市の実現を目指していくことは、市民の皆様一人ひとりが安心して笑顔で暮らせるためのまちづくり、ひいては、私が目指す健幸福祉都市の実現であります。

新たな計画の下、引き続き、自殺予防に関する普及啓発やゲートキーパー等の人材養成、若者や自殺未遂者に対する支援など多種多様な取組を総合的かつ効果的に推進していくとともに、様々な関係機関や団体等との連携を強化し、協働による自殺対策の取組を展開してまいりますので、御支援、御協力をお願いいたします。

最後になりますが、本計画の策定に当たりまして、御尽力いただきました「旭川市自殺対策ネットワーク会議」の構成員の皆様を始め、「旭川市保健所運営協議会」の委員の皆様ほか貴重な意見や御提案をいただいた方々に心から感謝いたします。

令和6年（2024年）3月

旭川市長 今津 寛介





# 目次

<b>第1章 計画策定に当たって</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
<b>第2章 自殺の現状と課題</b>	<b>4</b>
1 本市の現状	4
2 前計画の評価	13
3 本市の課題	15
<b>第3章 基本的な考え方</b>	<b>16</b>
1 自殺対策の基本理念	16
2 自殺の現状と自殺対策の基本認識	16
3 自殺対策の基本方針	17
<b>第4章 数値目標</b>	<b>19</b>
<b>第5章 施策と取組</b>	<b>20</b>
1 施策の体系	20
2 施策別取組	21
<b>第6章 計画の推進体制</b>	<b>27</b>
1 推進体制	27
2 計画の効果的な推進	27
<b>資料編</b>	<b>28</b>
1 会議等の経過	29
2 意見提出手続（パブリックコメント）の実施結果	29
3 各施策事業一覧（令和6年3月現在）	30
4 自殺対策基本法	47
5 自殺総合対策大綱	52
6 旭川市自殺対策推進計画庁内推進会議設置要綱	90
7 旭川市自殺対策ネットワーク会議設置要綱	92

## 第1章 計画策定に当たって

### 1 計画策定の趣旨

平成18年10月に自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下「基本法」という。）が施行され、平成19年6月には自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）が策定されました。国を挙げた自殺対策が総合的に推進された結果、毎年3万人を超えていた全国の自殺者数は減少に向かい、一定の成果を上げてきました。しかしながら、いまだに毎年2万人を超える自殺者がいる非常事態は続いており、決して楽観できる状況にはありません。

本市の自殺者数は、平成16年をピークに翌年から減少傾向に転じ、平成30年には40人まで減少しましたが、それ以降は50～60人台で推移する横ばいの傾向が続いており、多くの尊い命が失われる深刻な状況は続いています。

このような中、国では「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に基本法が改正されました。これにより、全ての都道府県及び市町村において「地域自殺対策計画」を策定することが義務付けられました。

令和4年10月には、我が国の自殺の実態を踏まえて大綱の見直しが行われ、新たな大綱が閣議決定されました。これまでの取組に加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」、「地域自殺対策の取組強化」、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などが追加され、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

本市では、平成22年に自殺対策に関連する関係機関から構成された「旭川市自殺対策ネットワーク会議」を設置し、自殺の現状や課題の共有、研修会を開催してきたほか、講演会、メンタルヘルスに関する健康教育など、普及啓発や人材育成に取り組んでおり、平成31年3月には「旭川市自殺対策推進計画」を策定し、自殺対策を推進してきたところです。

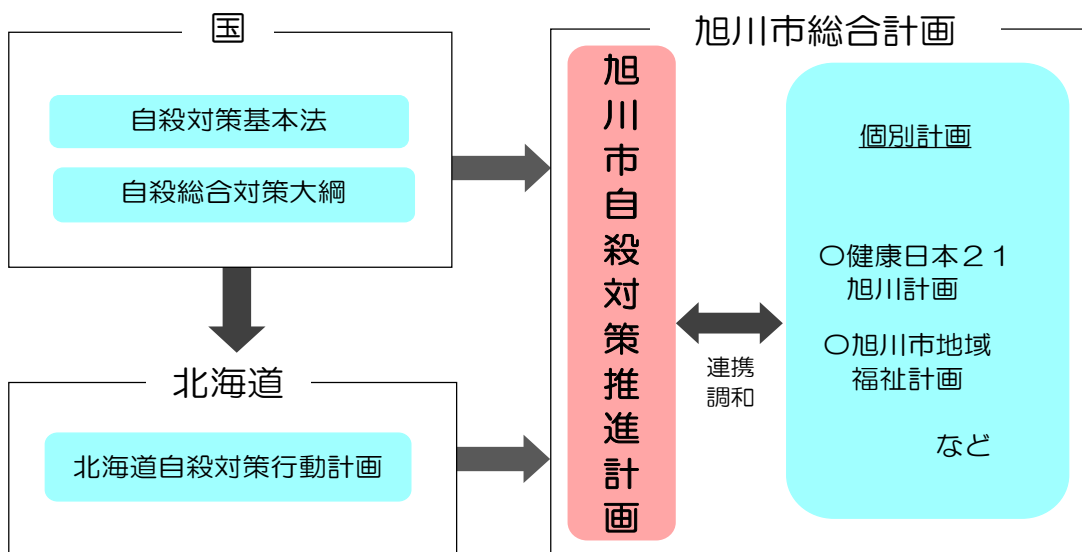
この度、令和5年度に「旭川市自殺対策推進計画」の期間が終了することから、地域の実情を勘案した上で、本市の自殺対策の推進状況等を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない旭川の実現」を目指し、引き続き、自殺対策を総合的かつ効果的に推進していくため、「第2次旭川市自殺対策推進計画」（以下「計画」という。）を策定しました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法に基づき、令和4年10月に閣議決定された新たな大綱及び第4期北海道自殺対策行動計画等を踏まえ、本市の状況に応じた自殺対策を推進するため、基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定します。

また、第8次旭川市総合計画をはじめ、第3次健康日本21旭川計画や第5期旭川市地域福祉計画など、関連性の高い本市の各個別計画と連携、調和を図りながら、柔軟かつ迅速な対策を推進します。

なお、自殺対策は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであり、SDGsの達成に向けた政策としての意義を持ち合わせるものであります。



### ○本計画で目指すSDGsの主な目標



〈参考〉 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを目指しています。



### 3 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

年度	～平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
	～2018	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)
国	自殺総合対策大綱					自殺総合対策大綱						
道	第3期北海道自殺対策行動計画					第4期北海道自殺対策行動計画						
旭川市	第8次旭川市総合計画											
		第4期旭川市地域福祉計画					【仮称】第5期旭川市地域福祉計画・旭川市社会福祉協議会第7期地域福祉活動計画					
	第2次健康日本21旭川計画					第3次健康日本21旭川計画						
		旭川市自殺対策推進計画					第2次旭川市自殺対策推進計画					



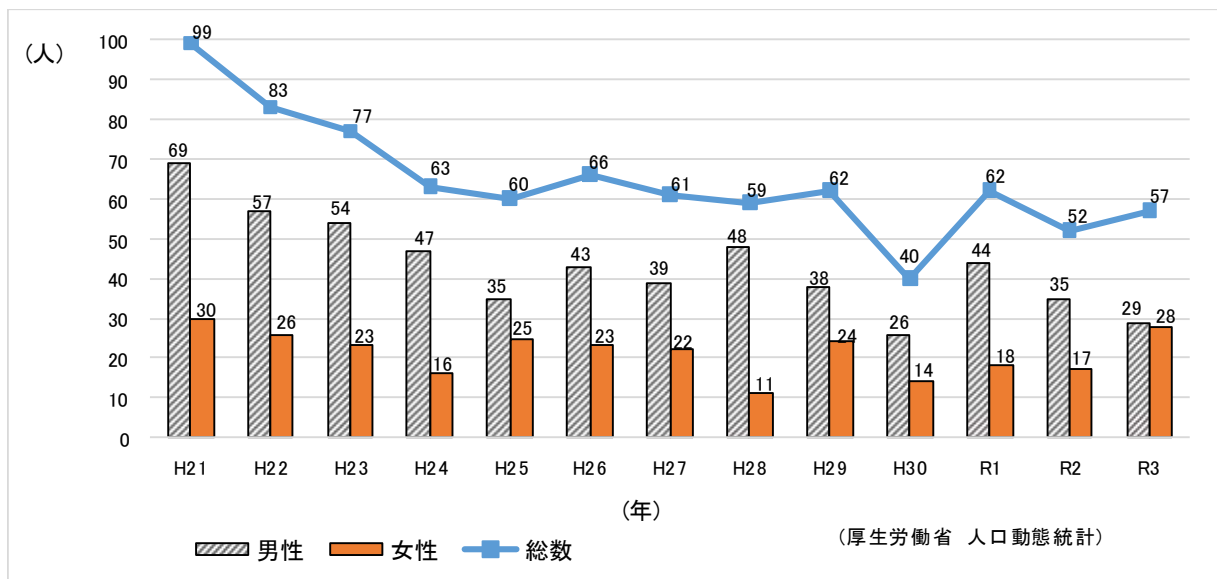
## 第2章 自殺の現状と課題

### 1 本市の現状

#### (1) 自殺者数の推移

厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」が公表されている平成21年以降の本市における自殺者数は、平成21年の99人をピークに減少し、その後は概ね60人台で推移しており、令和3年は57人となっています。各年とも男性が、概ね6～7割を占めています。

[旭川市の自殺者数の年次推移]



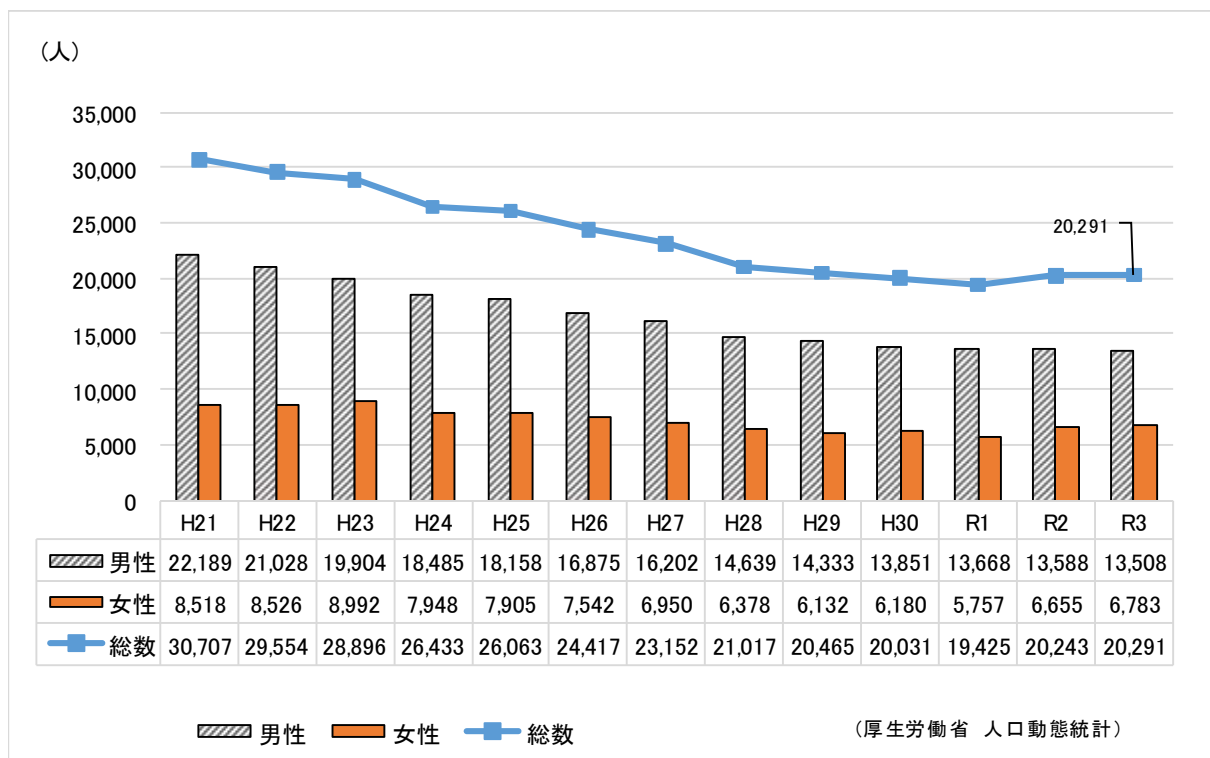
年	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
自殺者数(人)(厚生労働省「人口動態統計」)														
旭川市総数	99	83	77	63	60	66	61	59	62	40	62	52	57	
うち男性	69	57	54	47	35	43	39	48	38	26	44	35	29	
うち女性	30	26	23	16	25	23	22	11	24	14	18	17	28	
自殺者数(人)(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料(A7表)」)														
旭川市総数	102	92	91	67	62	63	73	63	59	45	72	62	64	68
うち男性	72	61	60	50	35	40	46	50	32	30	54	43	36	41
うち女性	30	31	31	17	27	23	27	13	27	15	18	19	28	27

#### 〈参考〉

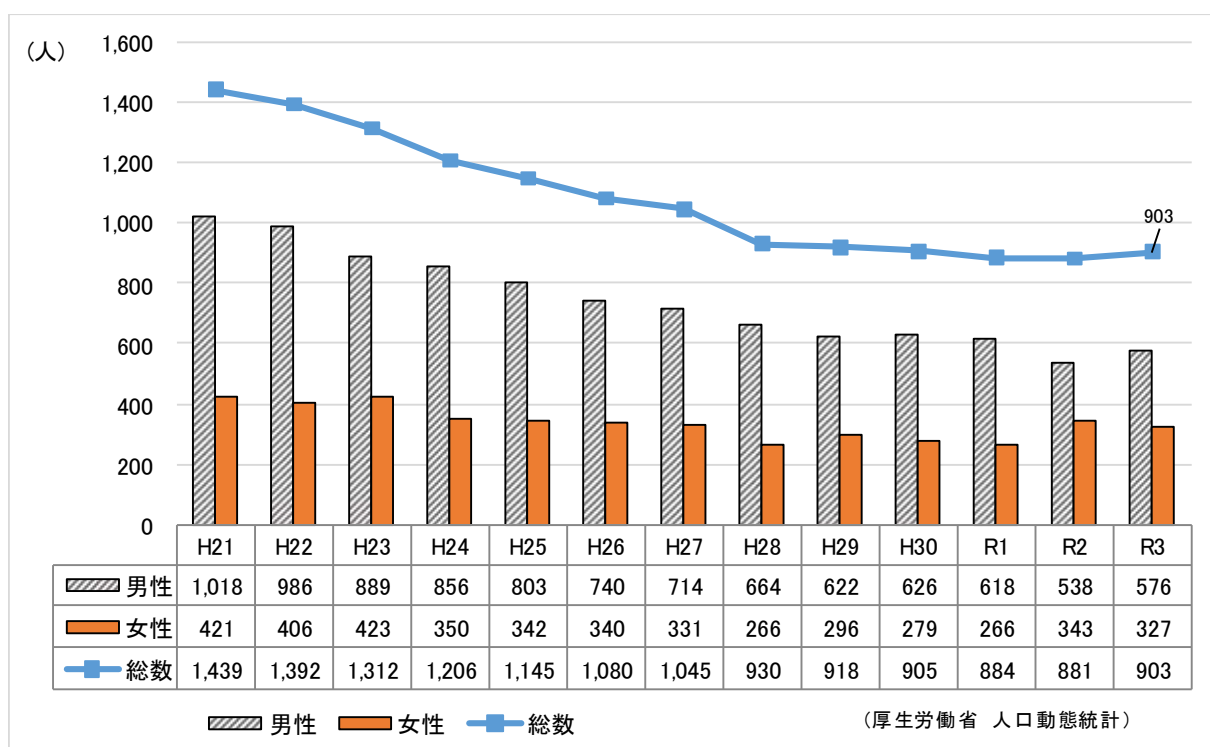
自殺に関する統計には、厚生労働省で公表している「人口動態統計」と、警察庁で公表している「自殺統計」があり、対象、計上時点、計上方法が異なり、自殺死亡率を算出する際の人口についても異なることから、自殺者数及び自殺死亡率の数値に差異があります。本市では、この2つの統計資料を用いて、本市の現状を分析しています。

厚生労働省「人口動態統計」は、主に自殺者数や自殺死亡率の年次推移を分析するために使用し、「地域における自殺の基礎資料」は自殺統計を厚生労働省が再集計したもので、自殺者の職業、原因・動機などの分析をするために使用しています。

[全国の自殺者数の年次推移]



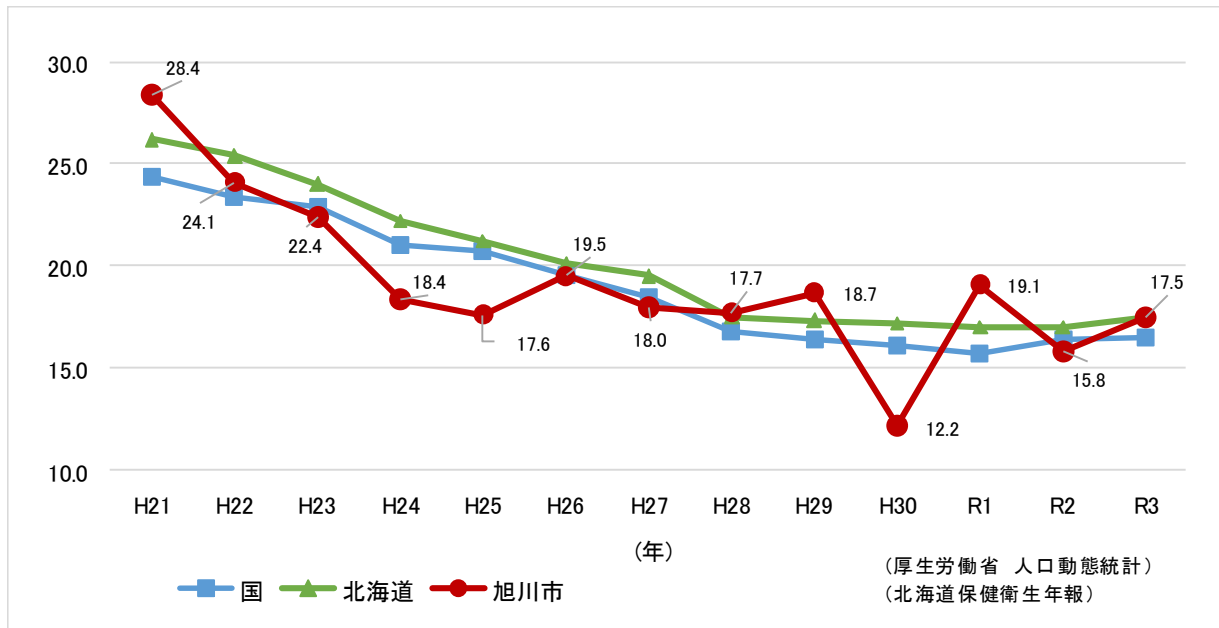
[北海道の自殺者数の年次推移]



(2) 自殺死亡率

本市における自殺死亡率は、平成 21 年には 28.4 ですが、以降は減少し、年によってばらつきはあるものの横ばいで推移しています。令和 3 年は 17.5 となっています。

[旭川市の自殺死亡率（全国・北海道との比較）]



年	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
自殺死亡率（厚生労働省「人口動態統計」（北海道保健衛生年報）														
旭川市死亡率	28.4	24.1	22.4	18.4	17.6	19.5	18.0	17.7	18.7	12.2	19.1	15.8	17.5	
自殺死亡率（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（A7表）」														
旭川市死亡率	28.8	26.0	25.9	19.1	17.8	18.1	21.0	18.3	17.2	13.2	21.3	18.6	19.3	20.7

\* 自殺死亡率：人口 10 万人当たりの自殺者数。人口規模の違う集団を比較するために使用する指標。

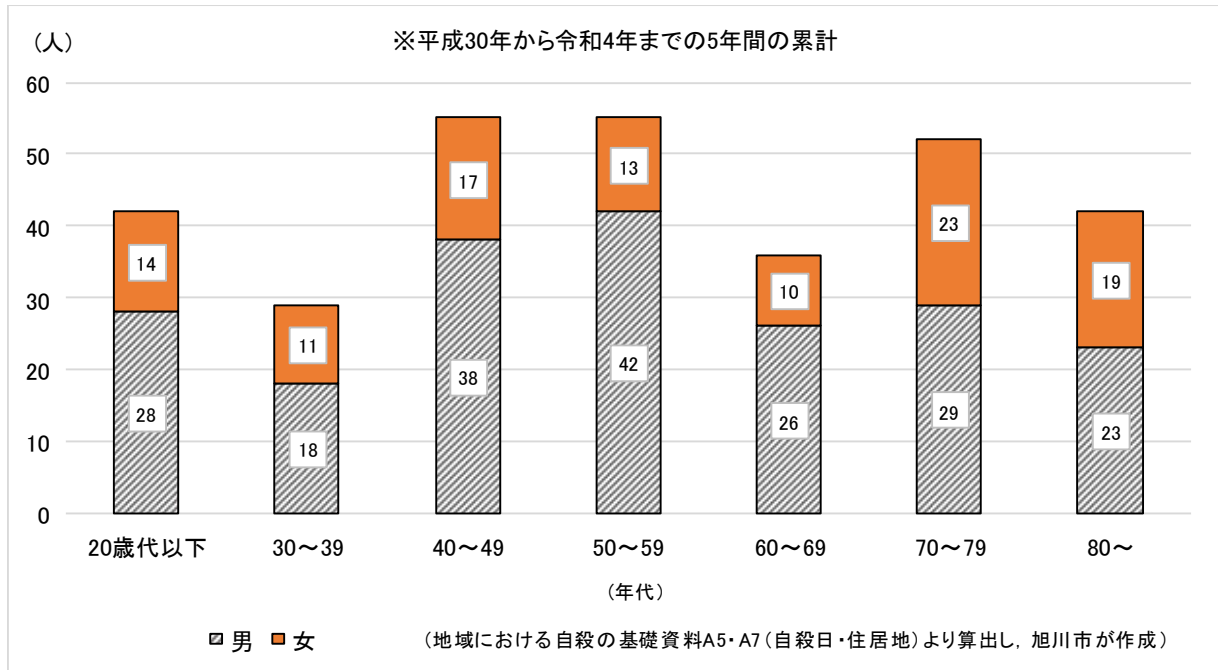
<参考> 自殺に関する統計の見方

	警察庁「自殺統計」	厚生労働省「人口動態統計」
対 象	総人口（外国人含む）	国内日本人のみ
計上時点	自殺死体発見時点（認知時点）	死亡時点
計上方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>発見地</li> <li>死体発見時に自殺，他殺，事故死のいずれか不明の時は，その後の調査等により自殺と判明した時点で計上する。</li> </ul> ※自殺統計に基づき厚生労働省が再集計している「地域における自殺の基礎資料」は，発見地と併せて住居地での統計も公表されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>住所地</li> <li>自殺，他殺，事故死のいずれか不明の時は，自殺以外で処理しており，死亡診断書等作成者から自殺の訂正報告がない場合は自殺に計上しない。</li> </ul>

**(3) 性別・年齢別自殺者数**

本市の自殺者数は、男性では、40歳代・50歳代と70歳以上の高齢者層が多い状況にあります。女性では、40歳代・70歳以上の高齢者層が多い状況にあります。

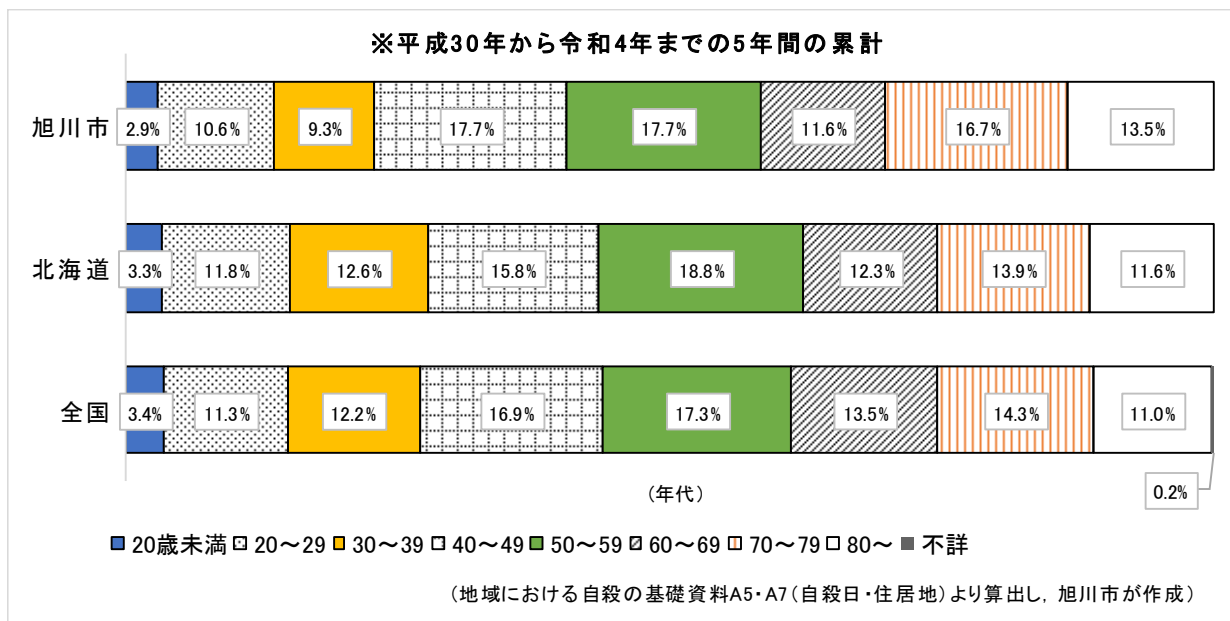
[旭川市の性別・年齢別自殺者数]



**(4) 年齢階級別状況**

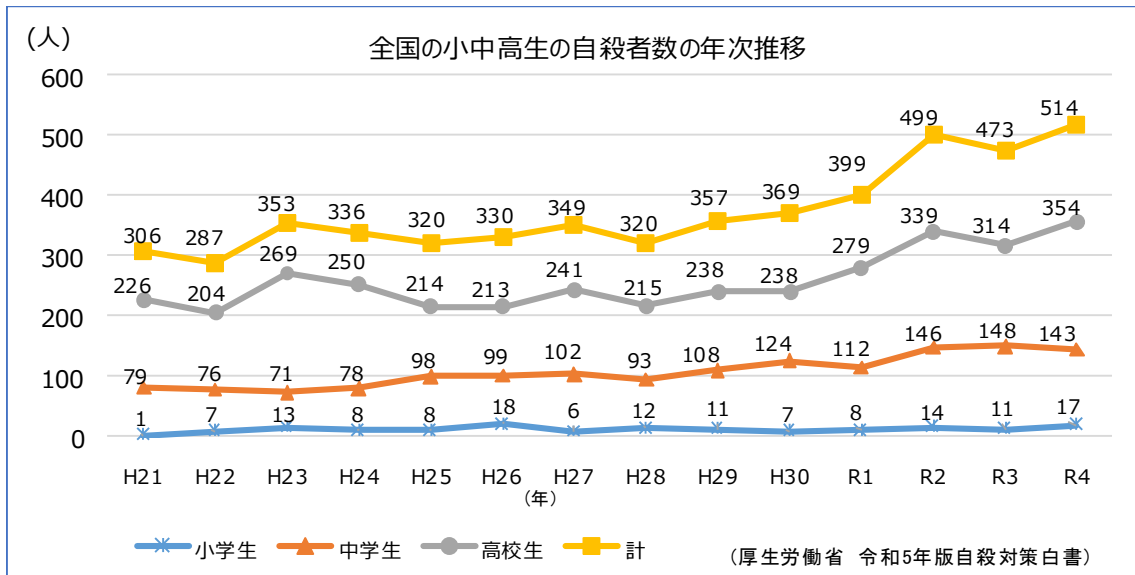
本市の年齢階級別自殺者数の割合は、平成30年から令和4年までの5年間の累計では、40~49歳、70歳以上の割合が、全国、北海道よりも高くなっており、壮年期層と高齢者層の自殺者数の割合が高い状態にあります。

[旭川市の年齢階級別自殺者数の割合(全国・北海道との比較)]



〈参考〉 全国の小中高生の自殺者数の年次推移

全国の小中高生の年次推移で見ると、新型コロナウイルス感染症が拡大し始めた令和2年以降の大幅な増加が見られます。令和4年では過去最多となり、高校生が最も多い状況です。



(5) 死因順位

本市の年代別死因順位を、平成29年から令和3年までの5年間の累計で見ると、30歳代までの若年層において自殺が第1位となっています。なお、60歳代では第7位で1.8%、70歳以上は第24位で、0.45%となっています。

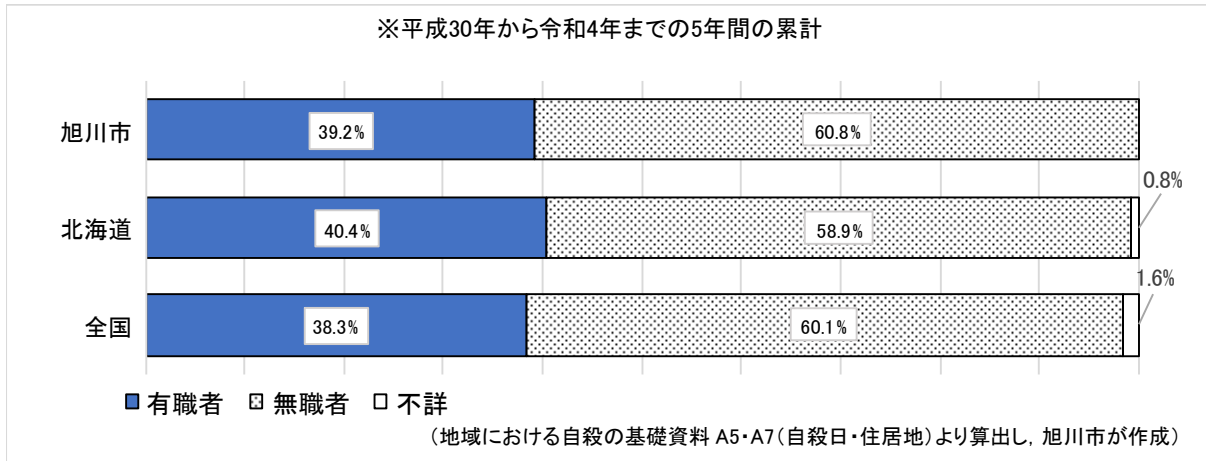
[旭川市の年代別死因順位（平成29年～令和3年の旭川市保健衛生年報より算出）]

	1位		2位		3位		4位		5位	
～20歳代	自殺	33.9%	先天奇形、変形及び染色体異常	20.3%	悪性新生物	10.2%	不慮の事故	5.1%	周産期に発生した病態	3.4%
30歳代	自殺	25.7%	悪性新生物	14.3%	不慮の事故	10.5%	心疾患	10.5%	脳血管疾患	7.6%
40歳代	悪性新生物	30.3%	心疾患	19.5%	自殺	14.8%	脳血管疾患	6.4%	不慮の事故	6.1%
50歳代	悪性新生物	44.5%	心疾患	14.4%	脳血管疾患	7.8%	自殺	5.9%	不慮の事故	5.3%
60歳代	悪性新生物	49.9%	心疾患	13.9%	脳血管疾患	6.3%	不慮の事故	3.1%	大動脈瘤及び解離	2.1%
70歳代以上	悪性新生物	27.9%	心疾患	17.9%	脳血管疾患	8.1%	老衰	8.0%	肺炎	5.3%

(6) 職業別状況

本市における自殺者の職業別状況では、全国、北海道と同様に「無職者」の割合が高くなっています。

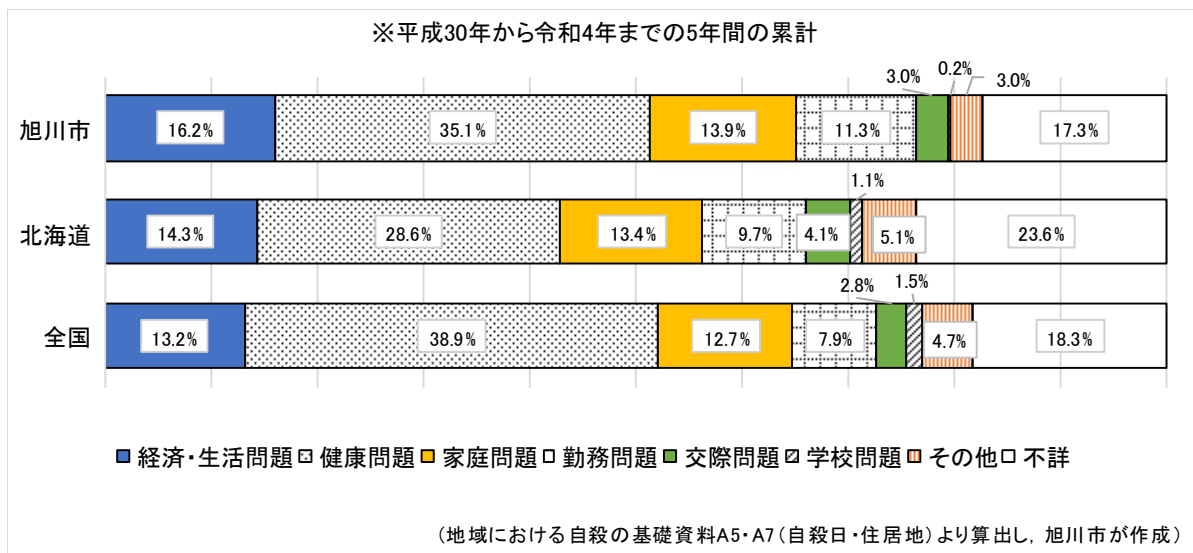
[旭川市の自殺者の職業別構成割合（全国・北海道との比較）]



(7) 原因・動機別状況

自殺者の原因・動機別の構成割合を見ると、本市では、全国、北海道と同様に「健康問題」が最も高く、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」の順になっています。

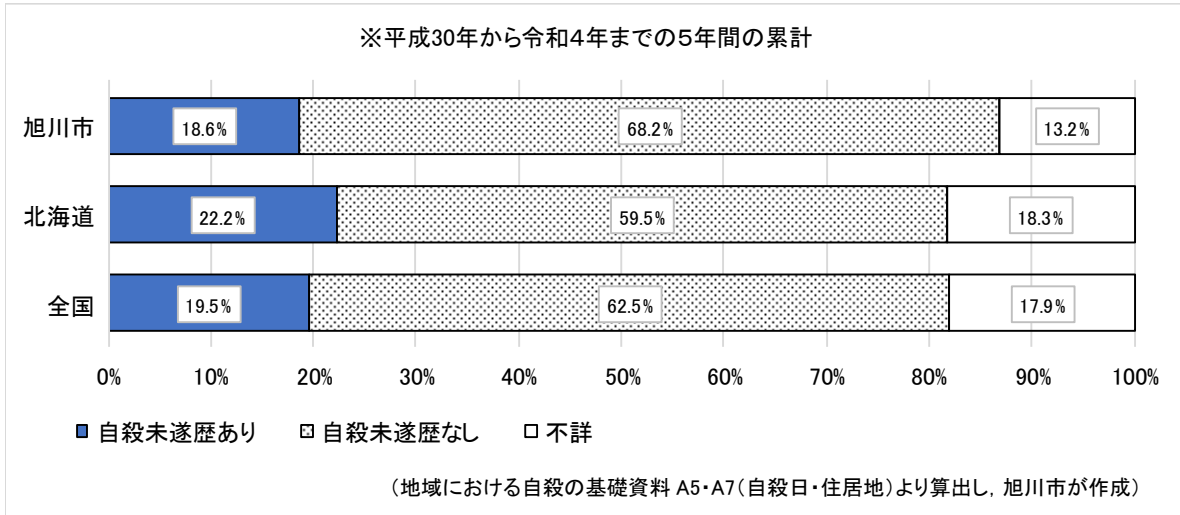
[旭川市の自殺の原因・動機別構成割合（全国・北海道との比較）]



**(8) 自殺未遂歴**

本市における自殺者のうち、自殺未遂歴がある者の割合は全体の18.6%となっています。これは、全国、北海道と比較し、やや少ない傾向となっています。

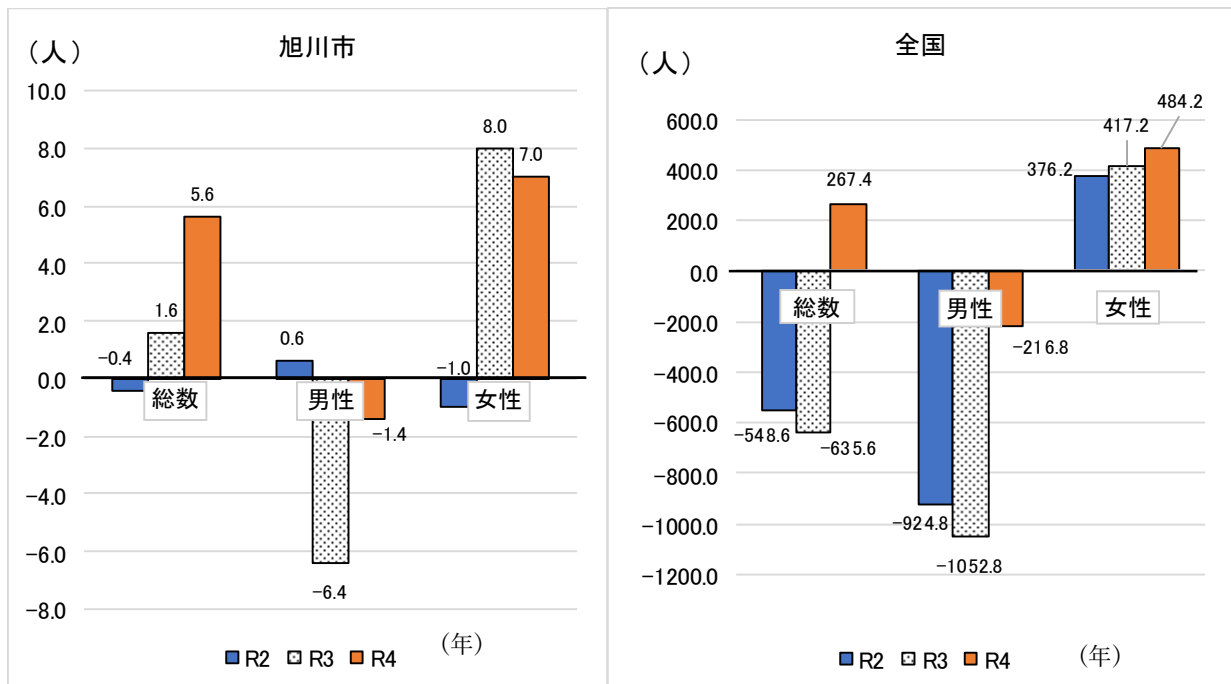
[旭川市における自殺者の自殺未遂歴の有無の割合（全国・北海道との比較）]



**(9) 新型コロナウイルス感染症との関係**

本市の新型コロナウイルス感染症拡大前の5年間（平成27年から令和元年まで）の自殺者数の平均と感染拡大後の各年の差を見ると、全国と同様、女性が多い傾向となっています。

[自殺者数に対する新型コロナウイルス感染症拡大の影響（旭川市及び全国）]



(地域における自殺の基礎資料 A5・A7(自殺日・住居地)より算出し、旭川市が作成)

※平成27年から令和元年までの自殺者数の平均を0として、その差をグラフに示しています。

**(10) 自殺者の主な特徴（地域自殺実態プロファイル 2022 から見た旭川市の自殺の特徴）**

いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）が作成している「地域自殺実態プロファイル」は、地域の自殺者の特徴や属性(男女、年齢、同居人の有無、雇用状況等)別の自殺者数、自殺の手段別の自殺者数を分析した、自殺対策の施策を検討する上で基礎となる資料です。

旭川市の自殺者の特徴等から、優先すべき課題は、以下のとおりです。

**「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」**

この3つを重点とすべき課題として、対策を講じていくことが求められます。

[旭川市の自殺者の主な特徴]

上位5区分	自殺者数 (5年計)(人)	割合	自殺死亡率*1 (人口 10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路*2
1位: 女性 60 歳以上無職同居	31	10.3%	14.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2位: 男性 60 歳以上無職同居	30	9.9%	23.0	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位: 男性 40~59 歳有職同居	26	8.6%	17.9	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位: 男性 60 歳以上無職独居	23	7.6%	76.9	失業(退職)+死別・離別→うつ状態 →将来生活への悲観→自殺
5位: 女性 60 歳以上無職独居	21	7.0%	24.4	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態 →自殺

資料：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計

・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とされている。

\*1 自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基に JSCP にて推計したもの。

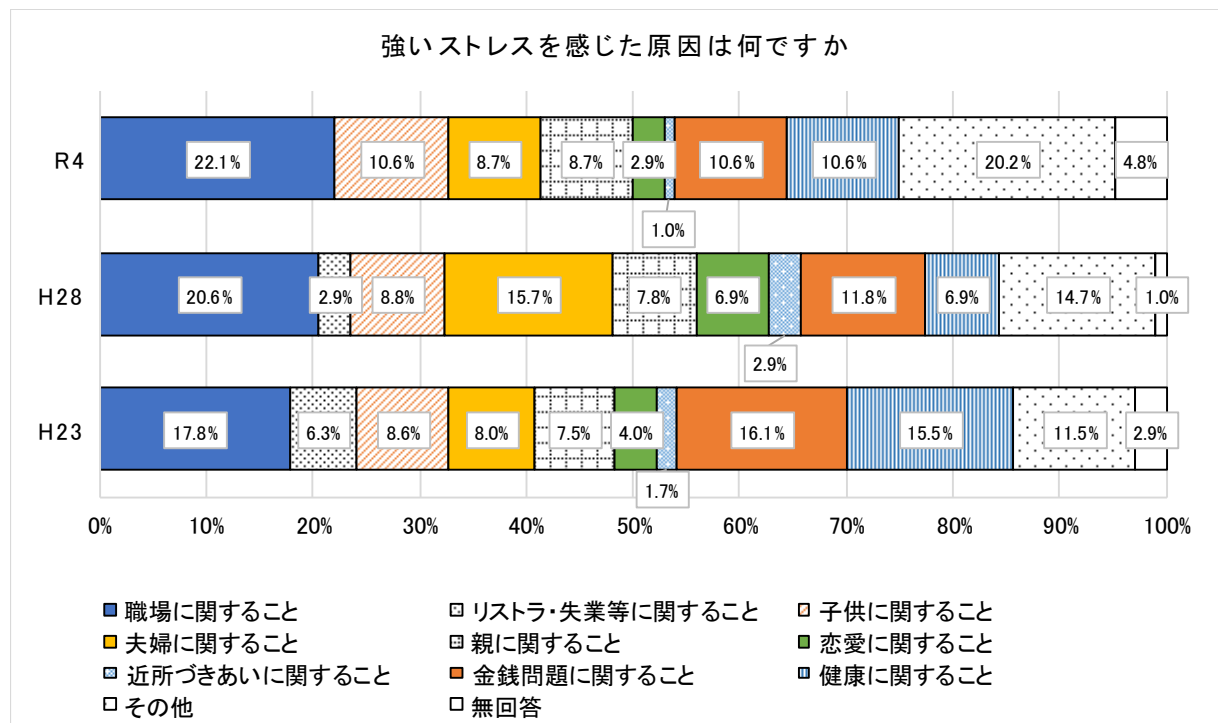
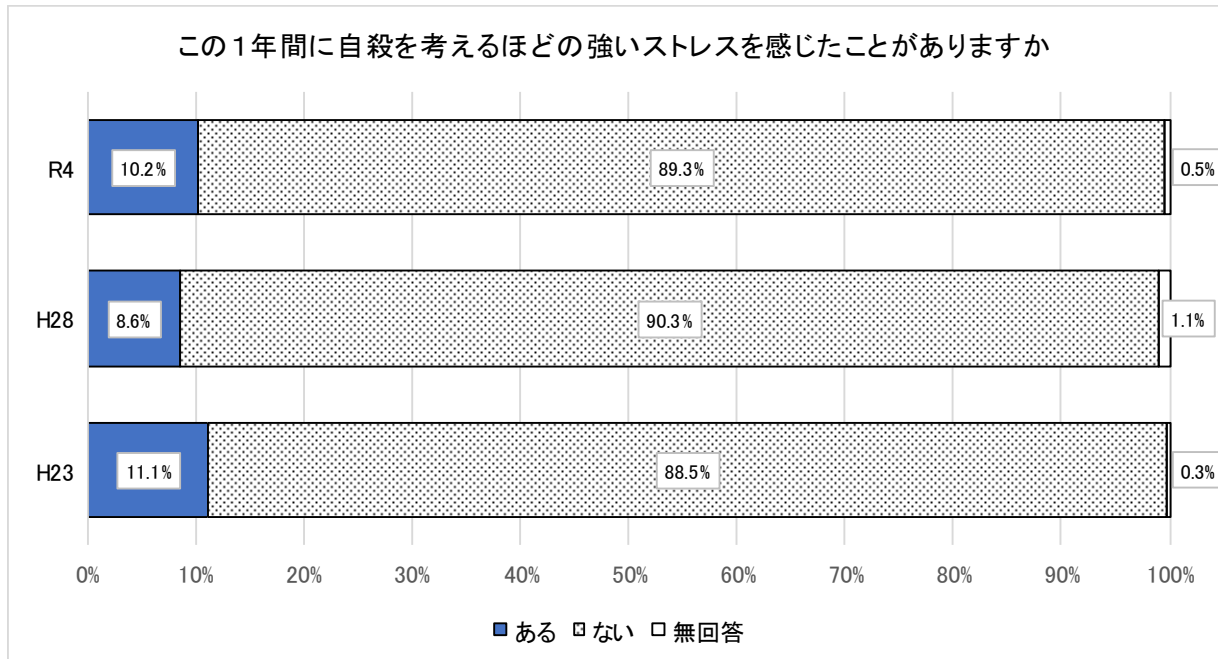
\*2 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示されており、記載の経路が唯一のものではない。



(11) 健康日本21計画アンケート結果

令和4年度に実施した健康日本21旭川計画のアンケート結果によると、1年間に自殺を考慮するほどの強いストレスを感じたことのある人の割合は1割程度であり、平成23年以降横ばいとなっています。原因としては職場にすることが最も多く、次いで子どもに関すること、金銭問題、健康に関することが多い傾向となっています。

[健康日本21旭川計画の自殺念慮に関するアンケート結果の推移]



## 2 前計画の評価

### (1) 数値目標の評価（中間評価）

	基準値	中間評価指標	目標値	中間評価
	平成 29 年	令和 5 年	令和 10 年	令和 3 年
自殺死亡率	18.7	低下している	13.0 以下	17.5
自殺者数	62 人	低下している	40 人以下	57 人

（人口動態統計に基づく指標）

前計画では、令和 10 年までの目標値として設定していますが、人口動態統計の最新である令和 3 年の数値では、自殺死亡率及び自殺者数ともに基準値より低下しており中間評価指標を達成しているものの、目標値に向けて更なる取組が必要です。

### (2) 前回計画における取組と評価

施策	評価
1 市民一人ひとりの気付きと見守りを促進する	<p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▼自殺予防週間及び自殺対策強化月間における啓発事業の実施</li> <li>▼こころの健康に関する普及啓発の推進</li> <li>▼若年層への自殺予防に向けた教育の実施</li> </ul> <p>自殺は「誰にでも起こる危機」であることから、身近な人が自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応ができるよう、うつ病等こころの病気や自殺に関する正しい知識の普及啓発を、本市ホームページの掲載や講演会等を通して行ってきました。市民一人ひとりが自殺に関する正しい知識を持ち、適切な対応をとることができるよう、効果的な普及啓発方法の検討や、関係機関との一層の連携が求められます。</p>
2 自殺対策に関する人材の確保、養成及び資質の向上を図る	<p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▼幅広い分野におけるゲートキーパーとなる人材の育成</li> <li>▼大学や専修学校等と連携した自殺対策の推進</li> <li>▼家族や知人等を含めた支援者への支援</li> </ul> <p>身近な人が自殺の危険を示すサインに気付き、早期に発見し対応を図るため、保健・福祉等の関係機関等に従事する職員に対して、ゲートキーパー養成研修を実施し、人材の育成に努めました。自殺は誰にでも起こる危機であることから、自殺を予防する中心的な役割を果たす人材の育成に努める必要があります。</p>

<p>3 心の健康づくりの相談体制の充実を図る</p>	<p>【主な取組】</p> <p>▼心の健康づくりの相談・推進体制の充実</p> <p>▼高齢者層への相談体制の充実</p> <p>心の悩みの原因は様々であり、複雑多様化することが多いことから、関係機関と連携を図りながら、適切な支援や医療等が受けられるよう相談等の対応に努めてきました。健康問題や経済・生活問題等が複雑に絡みあい、その問題を抱えこむことで自殺の危険性が高まることから、より一層、関係機関との連携を図り、支援体制の充実を図る必要があります。</p>
<p>4 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p>	<p>【主な取組】</p> <p>▼精神保健医療福祉サービス等を必要とする人への支援</p> <p>▼関係機関における連携体制の強化</p> <p>自殺の危険性が高い方の早期発見・早期対応を行い、適切な医療が受けられるよう適宜連携を図りながら対応に努めました。また、自殺の危険性が高まる背景には、経済・生活の問題や、家庭の問題等があり、様々な問題に包括的に対応するためにも、保健医療及び福祉等の各施策の連動性を高めることが求められます。</p>
<p>5 社会全体の自殺のリスクを低下させる</p>	<p>【主な取組】</p> <p>▼地域における相談体制の充実と相談窓口情報等の発信</p> <p>▼仕事・生活困窮等に対する相談事業の実施</p> <p>▼妊産婦及び子育てに関する支援の充実</p> <p>経済的・社会的要因を含む様々な要因により、自殺の危険性は高まっていくことから、関係分野において、適切な相談等の支援が受けられよう相談・支援体制の充実を図ってきました。社会全体の自殺リスク低下のためには、相談窓口等の情報発信の充実を図り、早期に支援に繋がることができるよう、一層の体制整備が必要です。</p>
<p>6 遺された人への支援を充実する</p>	<p>【主な取組】</p> <p>▼遺族等のための支援体制の推進</p> <p>大切な人を自死で亡くされた方が集まり、抱える思いを語る場として「旭川自死遺族わかちあいの会」の運営や個別支援等により心理的な影響を和らげるための支援を行ってきました。また、自死遺族が抱える問題を解決するための情報提供等を行い、総合的な支援に努めました。今後も自死遺族の心情に配慮した取組を継続していく必要があります。</p>

<p>7 自殺対策に関する活動を行う関係機関・団体等との連携及び支援を充実する</p>	<p>【主な取組】</p> <p>▼地域における支援体制の充実</p> <p>▼民間団体等との連携</p> <p>自殺対策に関する活動を行っている公的機関や民間団体との連携強化を図り、多くの自殺の危険に直面している方を支えていくための体制構築に努めてきました。今後においても、自殺は社会全体で取り組む問題として、市や関係機関、企業等が自殺対策における役割を担い支援できる体制強化を推進する必要があります。</p>
<p>8 子ども・若者の自殺対策を推進する</p>	<p>【主な取組】</p> <p>▼学生・生徒への自殺予防教育の推進</p> <p>▼子ども・若者への支援の充実</p> <p>若年層が社会生活の中で直面するストレス等への対処方法を知る機会として、大学や専修学校等に対し研修会を実施し、自殺予防を正しく理解する機会を設けました。特に、若者層への自殺予防教育は、生涯にわたるメンタルヘルスの基礎に繋がることから、一層の体制強化が必要です。</p>

### 3 本市の課題

本市の自殺の現状及び前計画の評価並びに地域自殺実態プロファイル 2022 から、本市の自殺対策における課題を次のとおりとします。

#### (1) 高齢者への対策

高齢期は、死別や離別、病気や孤立等の要因が重なり合いやすく、これらにより自殺のリスクが高まる可能性があることから、高齢者への対策を行う必要があります。

#### (2) 生活困窮者への対策

生活困窮は、「生きることの阻害要因」の一つであり、自殺のリスクが高まる要因になることから、生活困窮者への対策を行う必要があります。

#### (3) 勤務・経営への対策

市内には労働者数が 50 人未満の小規模事業所が多く、小規模事業所はメンタルヘルス対策に遅れがあることが複数の報告で指摘されており、働く人への対策を行う必要があります。

## 第3章 基本的な考え方

### 1 自殺対策の基本理念

大綱で示されている基本理念を基に、本計画の理念は次のとおりとします。

#### 「誰も自殺に追い込まれることのない旭川の実現」

また、本計画の基本理念の下、「変化に気づく」「じっくりと耳を傾ける」「支援先につなげる」「温かく見守る」というゲートキーパーとしての意識を旭川市全体で醸成していきたいという姿勢を表すため「気づき、つながる、生きるを支えるまちへ」を計画のサブタイトルとしました。

### 2 自殺の現状と自殺対策の基本認識

#### (1) 自殺はその多くが追い込まれた末の死である

自殺は人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められることをきっかけに人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。自殺直前の心の状態は、多くが様々な悩みにより追いつめられた結果、精神疾患を発症することで正常な判断ができない状態となっていることが明らかになっており、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「その多くが追い込まれた末の死」ということができます。このことを認識するよう改めて徹底する必要があります。

#### (2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態は続いている

全国の自殺者数は基本法が成立した平成18年と比較すると減少しましたが、今なお2万人を超える状態が続いています。令和2年には、新型コロナウイルス感染症拡大による影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者が増え、全国の総数は11年ぶりに前年を上回りました。

本市においても減少傾向が続いていましたが、近年は横ばいで推移しており、非常事態は続いていると言えます。

#### (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策を推進する

新型コロナウイルス感染症の拡大及び長期化により、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じています。その中で、全国的に、女性や子ども・若者の自殺が増加し、また、自殺につながりかねない問題が深刻化するなど、今後の影響も懸念されています。特に、感染拡大下では、自殺者数の増加が続いている女性を含め、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親や、フリーランスなど雇用関係によらない働き方をしている者に大きな影響を与えていると考えられること等も踏まえて本市においても対策を講じる必要があります。

#### **(4) PDCA サイクルを通じて自殺対策を推進する**

国は、社会全体で自殺対策の PDCA サイクルを回すことを通じて、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けた取組を推進するため、市町村が地域自殺対策計画を策定（PLAN）、それに基づく対策を推進（DO）することとし、いのち支える自殺対策推進センターがデータを収集・分析（CHECK）、その結果を踏まえてより精度の高い政策（ACT）を還元していくものとしています。

こうした全国的な PDCA サイクルに連動しながら、本市においても PDCA サイクルを通じて、柔軟かつ迅速な自殺対策を推進します。

### **3 自殺対策の基本方針**

大綱で示された自殺総合対策の基本方針を踏まえ、本市の自殺対策の推進における基本方針を次のとおりとします。

#### **(1) 生きることの包括的な支援として推進する**

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であると認識し、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組を推進します。

#### **(2) 関連施策との有機的な連携を強化して、総合的に取り組む**

自殺を防ぐには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。このような包括的な取組を実施するために、孤独・孤立対策や子どもなどの様々な分野の施策、人々や組織との連携を図ります。

#### **(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる**

自殺対策については、自殺の危険性が低い段階からの普及啓発等の事前対応、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させないための危機対応、自殺や自殺未遂が生じた場合の事後対応の段階ごとに効果的な施策を講じる必要があることから、連動した対策を推進します。

#### **(4) 実践と啓発を両輪として推進する**

自殺は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが社会全体の共通認識となり、自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等の普及啓発を実施します。

#### **(5) 関係者の役割の明確化と連携・協働を推進する**

市、関係機関、民間団体、企業、市民が連携・協働して、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

**(6) 自殺者の名誉及び生活の平穩に配慮する**

基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識し、自殺対策に取り組めます。

## 第4章 数値目標

大綱における数値目標は、先進諸国の水準まで減少させることを目指し、自殺死亡率を令和8年までに平成27年と比較して30%以上減少させることとしています。北海道においても、平成19年から平成28年までの10年間で33%減少した実績を踏まえて、平成28年と比較して、令和9年（2027年）までに30%以上減少させることを目標としています。

本市においては、前計画において、平成29年と比較して、令和10年（2028年）までに、自殺死亡率を30%以上（5.7ポイント）減少させることを目標としました。本計画においても、この数値目標を継続し、令和11年（2029年）までに、自殺死亡率については13.0以下、自殺者数については、将来推計人口※から推計し、40人以下を目標とします。

※第8次旭川市総合計画の数値を使用

	平成29年	令和3年 (現状)	令和11年 (目標値)
自殺死亡率	18.7	17.5	13.0以下
自殺者数	62人	57人	40人以下

(人口動態統計に基づく指標)

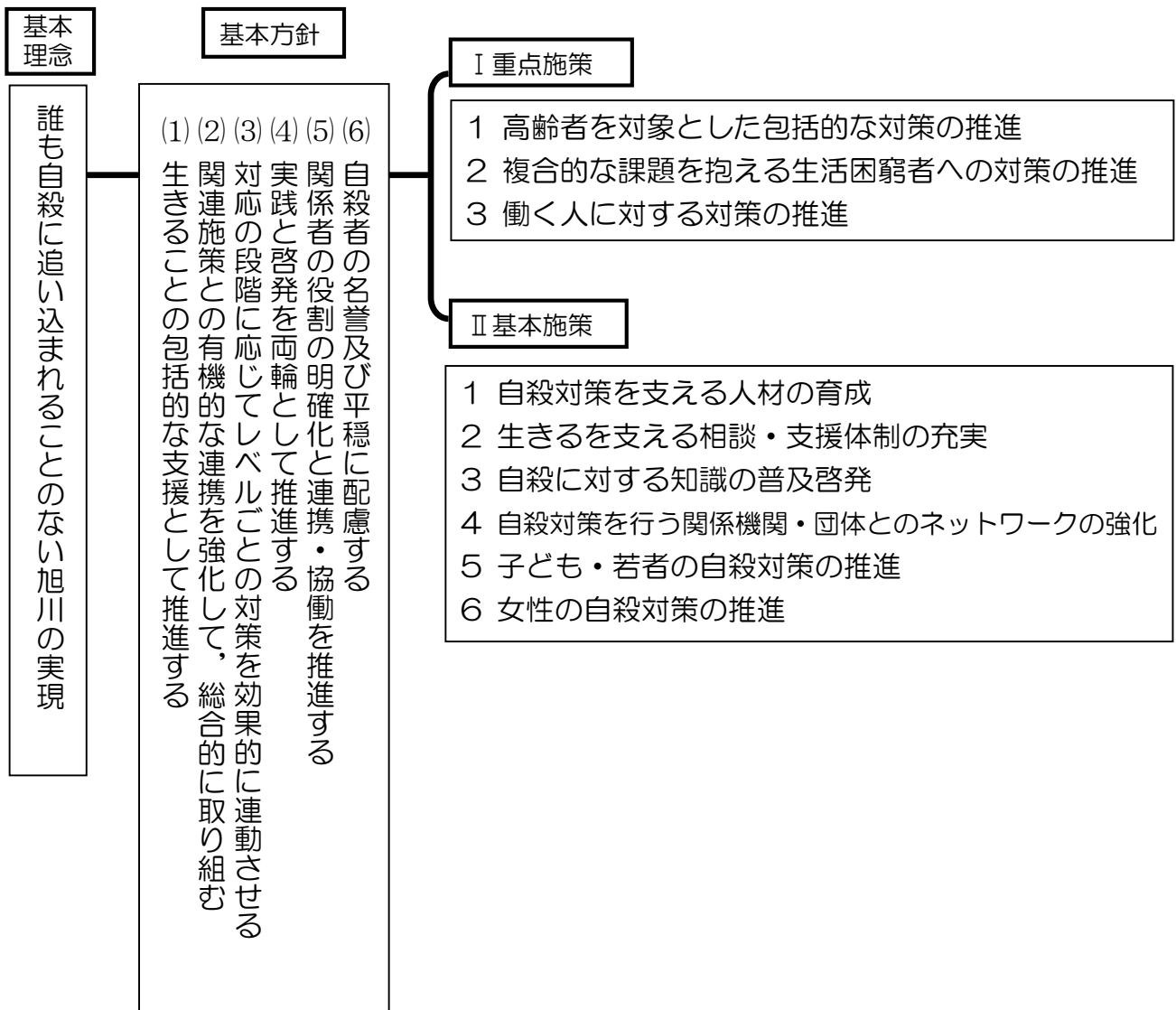


## 第5章 施策と取組

### 1 施策の体系

大綱や本計画における基本的な考え方や自殺対策の課題を踏まえ、優先的な課題に対する施策を重点施策，自殺対策を進める上で欠かすことのできない施策を基本施策とし，対策を推進します。

(体系図)



## 2 施策別取組

### I 重点施策

#### 施策1 高齢者を対象とした包括的な対策の推進

本市においては、平成30年から令和4年までの5年間の自殺者の累計では、70歳以上の自殺者の割合が全国及び北海道よりも高い状況にあります。

高齢期は、死別や離別、病気や介護等をきっかけに複数の問題を抱えることが多くなりやすく、自殺のリスクが急速に高まることがあります。このような高齢者の特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した包括的な支援を推進します。

取組の方向性	主な取組内容
高齢者が生きがい等を実感できる地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老人クラブ等の地域における居場所活動の支援</li> <li>○地域で開催する講座や趣味等の社会参加の推進</li> </ul>
高齢者への「生きるための支援」や各種支援情報等の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護及び福祉サービス等の利用における支援</li> <li>○「いきいき長寿」などを通じた支援情報等の周知</li> <li>○高齢者を支援する民生委員等の活動の推進</li> </ul>

#### 施策2 複合的な課題を抱える生活困窮者への対策の推進

「仕事が見つからない」「家賃が払えない」「住むところがない」「家族のことで悩んでいる」「病気で働けない」「将来が不安」など、様々な困難の中で生活している生活困窮者の中に、自殺リスクを抱えている人は少なくありません。多分野の相談機関同士の連携等により、多様かつ広範な問題を複合的に抱えた生活困窮者への包括的な支援を行います。

取組の方向性	主な取組内容
生活の安定支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護各種扶助・生活保護適正実施推進事業</li> <li>○生活つなぎ資金貸付金</li> <li>○生活困窮者住居確保給付等</li> <li>○納税相談</li> </ul>
複合化する課題への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活困窮者自立支援推進事業（「旭川市自立サポートセンター」含む。）</li> <li>○地域まるごと支援員</li> </ul>

#### 施策3 働く人に対する対策の推進

本市においては、40～50歳代の有職者の自殺者が多く、勤務問題による自殺のリスクの低減に向けて、対策を行う必要があります。働く人の心の健康づくりを支援する環境等の整備を更に推進する必要があることから、職場のメンタルヘルス対策やハラスメント対策を強化するとともに、中小企業を中心とした経営に関する相談など、事業所や各種団体とも連携し、働く人に対する総合的な対策を推進します。

取組の方向性	主な取組内容
働きやすい職場環境づくり や職場のメンタルヘルスに 関する取組の推進	○メンタルヘルスに関する出前講座 ○過労死防止のための啓発 ○多様な働き方に取り組む事業所へのアドバイザーの派遣や表彰等

## II 基本施策

### 施策1 自殺対策を支える人材の育成

自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識を普及啓発し、「ゲートキーパー」の役割を担う人材の育成を目指します。また、大学や専修学校等と連携の上、自殺対策の研修を実施し、若年層を対象とした自殺対策を推進します。加えて、自殺対策に寄与する機関の運営等に係る支援を行います。

取組の方向性	主な取組内容
自殺対策を支える人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ゲートキーパー養成研修の実施</li> <li>○大学や専修学校等を対象とした自殺対策研修会の開催</li> <li>○メンタルヘルス出前講座の実施</li> <li>○旭川市自殺対策ネットワーク会議における研修会の開催</li> </ul>
自殺対策に寄与する機関への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旭川いのちの電話相談員養成の支援</li> <li>○旭川精神障害者家族連合会運営の支援</li> </ul>

#### 〈参考〉 ゲートキーパーとは

○ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のことです。特別な研修や資格は必要ありません。誰でもゲートキーパーになることができます。周りで悩んでいる人がいたら、やさしく声をかけてあげてください。声をかけあうことで、不安や悩みを少しでも和らげることができるかもしれません。ゲートキーパーは、「変化に気づく」「じっくりと耳を傾ける」「支援先につなげる」「温かく見守る」という4つの役割が期待されていますが、そのうちどれか1つができるだけでも、悩んでいる方にとっては大きな支えになるでしょう。

変化に気づく	家族や仲間の変化に気づいて声をかける
じっくりと耳を傾ける	本人の気持ちを尊重し耳を傾ける
支援先につなげる	早めに専門家に相談するよう促す
温かく見守る	温かく寄り添いながらじっくりと見守る

○ゲートキーパーには資格は必要ありませんが、本市では悩みを抱える人を適切に支援するための知識やそれぞれの立場での役割などを知っていただくため、令和2年度からゲートキーパー養成研修を実施しています。令和5年3月末時点で延べ263人が受講しています。

第3次健康日本21旭川計画では、令和17年度末までに受講者数1,500人以上を目標としています。

## 施策2 生きるを支える相談・支援体制の充実

心の健康問題や生活上の課題など様々な悩みを抱えている方への社会的な支援として、それぞれの要因に対する相談・支援体制の充実を図り、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組を推進します。

また、支援を必要としている人が簡単に、適切かつ迅速に支援につながるよう窓口情報等の分かりやすい発信を行います。

さらに、自殺リスクの高い自殺未遂者や、二次的な自死のリスクが高まるとされる自死遺族への支援を行います。

取組の方向性	主な取組内容
様々な悩みに対応する相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種相談・支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健相談や精神障害者医療費助成事業などこころの健康問題に関すること</li> <li>・身体的な疾患、難病など健康に関すること</li> <li>・妊娠・出産・育児、ひとり親家庭に関すること</li> <li>・女性の悩みや被害に関すること</li> <li>・性的指向や性自認に起因する悩みに関すること</li> <li>・就労支援サービスや、生活困窮に対する経済的な問題に関すること</li> <li>・介護、健康・福祉など高齢者の悩みに関すること</li> <li>・障がい児、障がい者に関すること</li> <li>・その他生活全般、法律等に関すること</li> </ul> </li> </ul>
相談・支援に関する情報の分かりやすい発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページ、SNSでの相談・支援窓口の情報発信</li> <li>○「精神保健ガイド」、「障がい者福祉の手引き」、「いきいき長寿」、「子育てガイドブック」の発行等</li> </ul>
自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	○自殺未遂者の相談支援体制の充実のための関係機関の実態把握及び連携強化
自死遺族への支援	○自死遺族を対象とした「旭川自死遺族わかちあいの会」の開催

〈参考〉 旭川自死遺族わかちあいの会について

旭川市保健所では、旭川自死遺族わかちあいの会を開催しています。

大切な人を自死で亡くされた遺族の方が集まり、抱える思いを語り、それぞれの気持ちに寄り添うことで、自分の気持ちを整理したり、これから生きる新たな自分を見いだしていくための集いです。

問合せ：旭川市保健所健康推進課こころの健康係 電話 0166-25-6364

### 施策3 自殺に対する知識の普及啓発

自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、適切な対処や見守りを行うなど、自殺対策における市民一人一人の役割等についての理解や関心が高まり、身近な問題として考えられるよう、広く市民に対し、自殺や自殺対策関連事象等に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

取組の方向性	主な取組内容
自殺や自殺対策関連事象、こころの健康等に関する普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自殺予防週間及び自殺対策強化月間における啓発事業の実施</li> <li>○メンタルヘルスに関する出前講座の実施</li> <li>○ゲートキーパー養成研修の実施</li> <li>○ホームページ等における自殺対策に関する情報の発信</li> <li>○精神保健に関する講演会の開催</li> <li>○性的マイノリティや性の多様性に関する出前講座や研修会の開催</li> </ul>
若年層への自殺予防に向けた普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学や専修学校等を対象とした自殺対策研修会の開催</li> <li>○児童生徒を対象としたSOSの出し方に関する出前講座の実施</li> </ul>

〈参考〉 自殺予防週間及び自殺対策強化月間

自殺対策基本法第7条において、国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間が設定されています。

- 自殺予防週間：9月10日から16日
- 自殺対策強化月間：3月

[自殺予防週間 職員ネームプレート]



### 施策4 自殺対策を行う関係機関・団体とのネットワークの強化

自殺発生の危険性が深刻化する前の早期発見、複合的課題に対応するため、地域において自殺対策活動を行っている公的機関や民間団体との連携強化を図るとともに、精神保健的視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な支援のための連携を強化します。

取組の方向性	主な取組内容
関係機関の連携及びネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旭川市自殺対策ネットワーク会議の開催</li> <li>○精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>○旭川精神衛生協会の運営</li> </ul>
庁内の連携及びネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旭川市自殺対策推進計画庁内推進会議の開催</li> </ul>

### 施策5 子ども・若者の自殺対策の推進

本市における若年層の自殺者数は、他の年代と比較すると全体に占める割合は低いものの、40歳未満における死亡順位の第1位が自殺であることから、若年層の自殺対策が課題となっています。子どもが危機に陥ったとき、早期の段階からSOSを出すことができるよう知識の啓発を図るとともに、悩みを抱える子どもや若者が安心して相談することができるよう、関係機関と連携を図りながら包括的な支援を推進します。

取組の方向性	主な取組内容
学生・児童生徒のSOSの出し方に関する知識の普及及び相談体制等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒を対象としたSOSの出し方に関する出前講座の実施</li> <li>○大学や専修学校等を対象とした自殺対策研修会の開催</li> <li>○不登校等に関する相談支援</li> </ul>

### 施策6 女性の自殺対策の推進

本市における女性の自殺者数は新型コロナウイルス感染症の拡大以降やや増加しており、女性への対策の充実を図る必要があります。妊産婦への支援やコロナ禍で顕在化した雇用問題等を踏まえた支援、困難な問題を抱える女性への支援など、女性特有の視点も踏まえた支援の充実を図ります。

取組の方向性	主な取組内容
妊産婦への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊婦相談による出産時までの切れ目のない支援</li> <li>○産後うつを予防するため、産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用の助成</li> <li>○産後、特に支援が必要な家庭への母親の心身のケアや育児のサポート</li> </ul>
女性の雇用問題への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○誰もが働きやすい環境整備のためのセミナー</li> <li>○母子家庭への自立支援給付</li> </ul>
困難な問題を抱える女性への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性相談、配偶者暴力相談支援センターの運営</li> <li>○母子生活支援施設の運営の支援</li> </ul>

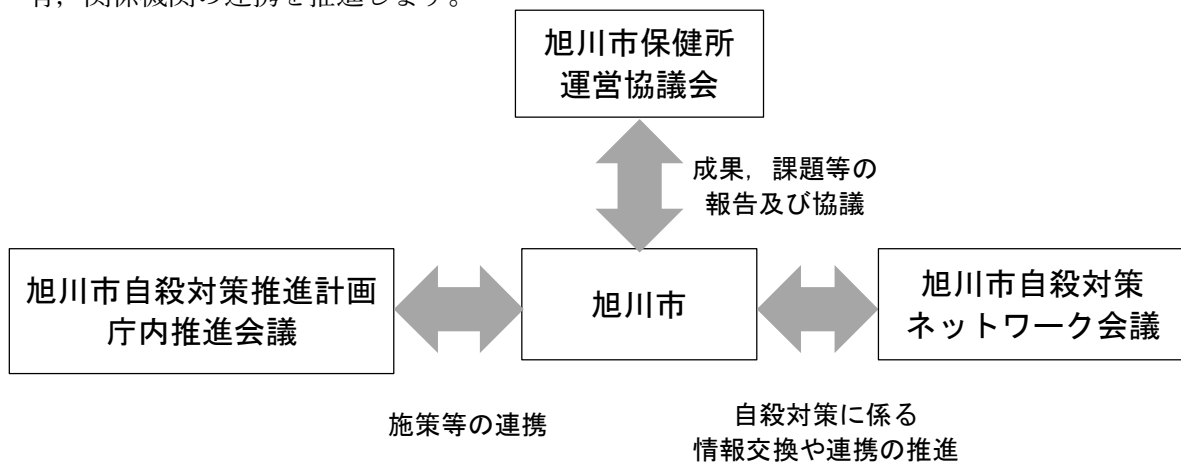
## 第6章 計画の推進体制

### 1 推進体制

計画の推進に当たっては、「旭川市自殺対策推進計画庁内推進会議」において、毎年、各施策や収集したデータの分析及び評価並びに計画の見直し等を行い、総合的な施策・事業の展開に向けた連携の強化を図ります。

また、地域保健業務に関連の深い関係機関及び市民から構成される「旭川市保健所運営協議会」において、本計画の成果、課題及び事業の展開について報告及び協議をし、効果的な事業の推進を図ります。

さらに、「旭川市自殺対策ネットワーク会議」において、自殺対策に係る情報交換や課題の共有、関係機関の連携を推進します。



### 2 計画の効果的な推進

本計画における事業・取組について、PDCA サイクルによる適切な進行管理を行います。進行管理では、「旭川市自殺対策推進計画庁内推進会議」等において、毎年、施策の実施状況の確認や改善に向けた検討を行い、より効果的な取組に活かしていきます。



# 資料編

## 1 会議等の経過

### 旭川市自殺対策推進計画庁内推進会議

	開催年月日	議 題
第1回	令和5年4月27日 (書面)	・旭川市自殺対策推進計画庁内推進会議設置要綱の改正について ・今後のスケジュールについて
第2回	令和5年7月21日	・旭川市自殺対策推進計画の推進状況について ・第2次旭川市自殺対策推進計画の方向性(案)について
第3回	令和5年11月8日 ～11月15日(書面)	・第2次旭川市自殺対策推進計画素案について
第4回	令和6年2月5日 ～2月13日(書面)	・パブリックコメントの結果報告 ・第2次旭川市自殺対策推進計画案について

### 旭川市自殺対策ネットワーク会議

	開催年月日	議 題
第1回	令和5年5月22日 (書面)	・旭川市自殺対策ネットワーク会議設置要綱の改正について ・旭川市における自殺の現状について
第2回	令和5年8月1日	・旭川市自殺対策推進計画の推進状況について ・第2次旭川市自殺対策推進計画の方向性(案)について
第3回	令和5年11月8日 ～11月15日(書面)	・第2次旭川市自殺対策推進計画素案について
第4回	令和6年2月9日	・パブリックコメントの結果報告 ・第2次旭川市自殺対策推進計画案について ほか

### 旭川市保健所運営協議会

	開催年月日	議 題
第1回	令和5年6月30日	・第2次旭川市自殺対策推進計画の策定について
第2回	令和5年11月27日	・第2次旭川市自殺対策推進計画素案について
第3回	令和6年3月4日	・パブリックコメントの結果報告 ・第2次旭川市自殺対策推進計画案について

## 2 意見提出手続(パブリックコメント)の実施結果

- (1) 実施機関： 令和5年12月22日～令和6年1月26日
- (2) 実施方法： 健康推進課、市政情報コーナー、各支所(東部まちづくりセンターを含む。)、公民館等での資料配付並びに旭川市ホームページ及びこうほう旭川市民「あさひばし」への掲載により意見を募集
- (3) 意見件数： 0件
- (4) 意見等の募集結果： 旭川市ホームページに掲載  
HP アドレス <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/153/d078883.html>

### 3 各施策事業一覧（令和6年3月現在）

#### （1）重点施策1 高齢者を対象とした包括的な対策の推進

##### ○高齢者が生きがい等を実感できる地域づくりの推進

事業・取組名	内容・目的	担当課等
老人クラブ・高齢者いこいの家	高齢者の地域活動の活性化を促進し、地域交流により安心して生活できるようにするため、老人クラブ及び高齢者いこいの家に対し助言・助成を行う。	長寿社会課
高齢者等健康福祉センター（いきいきセンター）	高齢者の社会参加と生きがいづくり、健康の維持増進及び世代間交流を促進する場を提供するため、高齢者等健康福祉センターの施設管理運営を行う。	長寿社会課
老人福祉センター	高齢者が地域で安心して暮らせるよう、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の場を提供するため、老人福祉センターの施設管理運営を行う。	長寿社会課
高齢者バス料金助成費（寿バスカード）	高齢者の積極的な社会参加と健康の維持増進を図り、生きがいのある生活を送れるようにするため、バス料金の一部を助成する。	長寿社会課

##### ○高齢者への「生きるための支援」や各種支援情報等の周知

事業・取組名	内容・目的	担当課等
地域で支える成年後見推進事業	認知症の高齢者等の判断能力が不十分な方の権利を守り、地域で安心した生活を送ることができるようになるため、旭川成年後見支援センターを運営し、相談対応、普及啓発、後見申立手続に係る支援、市民後見人の養成等に関する事業を実施する。	福祉保険課
地域支援事業	高齢者等が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域における包括的な相談、支援体制等の構築等を推進する。	長寿社会課
地域包括支援センター（市内11か所）	高齢者の相談窓口。介護をはじめ、健康・福祉・医療・生活等、高齢者の様々な悩みごとや困りごとに関する相談及び専門職による支援を行う。	長寿社会課
「いきいき長寿」の発行	高齢者の保健・福祉・介護に関する制度やサービスを紹介する冊子を作成・配布することにより、適切なサービスを利用できるように情報を提供する。	長寿社会課

SOSやまびこネットワークに関する支援	認知症等（認知症疑いを含む）の行方不明者の早期発見・保護を目的とし、旭川市においては長寿社会課が庁内等の関係部署に搜索依頼等を実施する。	長寿社会課
民生委員・児童委員の活動支援	地域のボランティアである民生委員・児童委員の委嘱手続や、地域の実情に応じた相談・援助が行われるよう支援する。	福祉保険課
介護119番（高齢者総合相談）	高齢者への福祉サービスを充実するため、介護をはじめとする高齢者に関わる総合相談窓口を設置し、関係機関との連携を図りながら、情報提供や各種相談への対応を行う。	長寿社会課
あさひかわ安心つながり手帳	本人と関わりのある医療機関や介護事業所、緊急時の連絡先等に関する情報を記入することで医療・介護関係者が、連携相手を把握することを支援する。	長寿社会課
緊急通報システム（ホットライン119事業）	火災、急病、事故等の緊急事態への対処に不安を有する市民の安全の確保及び福祉の増進につなげることを目的とする。	市民安心課
地域まるごと支援員	高齢・生活困窮・子ども・障がい等の世代や属性を問わない複合化・複雑化した課題の解決にむけたアウトリーチ支援、多機関と協働した支援を通じた「個別支援」と、困りごとを抱えた住民を地域で見守り支えるための「地域づくり支援」を行う。	福祉保険課

○関係機関の取組

事業・取組名	内容・目的	担当課等
生活の安定支援、地域福祉活動の推進	福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援に関する相談（日常生活自立支援事業）、生活の安定に関する相談（生活福祉資金貸付事業）、地域での福祉活動の推進、ボランティアに関する相談。	旭川市社会福祉協議会

（2）重点施策2 複合的な課題を抱える生活困窮者への対策の推進

○生活の安定支援

事業・取組名	内容・目的	担当課等
生活保護各種扶助事務・生活保護適正実施推進事業	生活保護法等に基づく各種扶助、支援給付を実施する。 生活保護の適正な運営を確保し、生活保護受給世帯に対し自立就労支援を実施するため、実施体制の強化や医療扶助等の適切化を推進するとともに、被保護者に対し求職活動等を促進し、自立・就労の支援を行う。	生活支援課

生活つなぎ資金貸付金	低所得で不時の出費に困窮する者に生活つなぎ資金を貸し付けることにより、生活の安定に資し、もって福祉の増進を図る。	生活支援課
生活困窮者住居確保給付等	常用就職を目指す離職者で、支給要件を満たす者に、家賃(生活保護の住宅扶助基準額に準拠)を有期で支給し、併せて就労機会の確保に向けた支援を行う。	生活支援課
納税相談	納税が困難な状況にある方に対して、市税や国民健康保険料の納付相談における内容を踏まえ、必要に応じて法テラスや自立サポートセンターなどの適切な相談窓口等の紹介を行う。	納税推進課

## ○複合化する課題への支援

事業・取組名	内容・目的	担当課等
生活困窮者自立支援推進事業（「旭川市自立サポートセンター」含む。）	生活困窮者自立支援法で規定する生活困窮者の自立を推進するため、自立サポートセンターにおける相談支援や就労準備支援事業など、総合的な支援を行う。	生活支援課
地域まるごと支援員	高齢・生活困窮・子ども・障がい等の世代や属性を問わない複合化・複雑化した課題の解決にむけたアウトリーチ支援、多機関と協働した支援を通じた「個別支援」と、困りごとを抱えた住民を地域で見守り支えるための「地域づくり支援」を行う。	福祉保険課

## ○関係機関の取組

事業・取組名	内容・目的	担当課等
就職支援、職業訓練相談等	求人情報、職業相談及び紹介の窓口、就職支援や職業訓練相談等。	ハローワーク旭川（旭川公共職業安定所）
生活の安定支援、地域福祉活動の推進	福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援に関する相談（日常生活自立支援事業）、生活の安定に関する相談（生活福祉資金貸付事業）、地域での福祉活動の推進、ボランティアに関する相談。	旭川市社会福祉協議会

## (3) 重点施策3 働く人に対する対策の推進

## ○働きやすい職場環境づくりや職場のメンタルヘルスに関する取組の推進

事業・取組名	内容・目的	担当課等
メンタルヘルス出前講座	地域住民や企業等を対象に、精神保健に関する正しい知識を普及し、ストレスチェックやストレスとの付き合い方等の自分自身のメンタルヘルスについて学ぶ機会を提供する。	健康推進課

女性活躍・ワークライフバランス推進事業	市内事業所の誰もが働きやすい職場環境づくりを推進するため、多様な働き方の推進に取り組む事業者へのアドバイザーの派遣や表彰、多様な働き方をテーマとしたセミナー等を実施する。	女性活躍推進課
過労死防止・ハラスメント防止に関する啓発	過労死及びハラスメントの防止に向けて、ホームページ等での啓発、情報提供を行う。	経済総務課

○関係機関の取組

事業・取組名	内容・目的	担当課等
労働相談	労働時間管理や残業代の支払など労働基準関係法令に関する問題についての相談（労働条件相談ほっとライン）。 労働問題に関するあらゆる分野の相談（旭川総合労働相談コーナー）。	旭川労働基準監督署
小中規模企業向けの経営相談	小規模、中小企業向けの経営に関する相談や共済制度による保障等。	旭川商工会議所
障がい者就労支援、サービス提供	障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討している、あるいは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関に対して支援・サービスを提供する。	北海道障害者職業センター旭川支所
メンタルヘルス等の相談窓口の開設	小規模事業者の事業主及び労働者を対象として、働く人のメンタルヘルス等について、医師又は保健師が相談に応じる。	旭川地域産業保健センター

（4）基本施策1 自殺対策を支える人材の育成

○自殺対策を支える人材の育成

事業・取組名	内容・目的	担当課等
ゲートキーパー養成研修	自殺に追い込まれる危機に陥った人の心情や背景への理解を深め、市民の身近で自殺対策に関わる役割を持つ人材であるゲートキーパーを養成することを目的として実施する。	健康推進課
大学や専修学校等を対象とした自殺対策研修会の実施	若年層を対象に、講義のほか、「傾聴」や自身のSOSの発信についての演習を通し、自殺対策に関する正しい知識の普及・理解を深め、身近な問題として考える機会とする。	健康推進課
メンタルヘルス出前講座	地域住民や企業等を対象に、精神保健に関する正しい知識を普及し、ストレスチェックやストレスとの付き合い方等の自分自身のメンタルヘルスについて学ぶ機会を提供する。	健康推進課

旭川市自殺対策ネットワーク会議における研修会	旭川市自殺対策ネットワーク会議において、構成員及び相談支援に関わる職員等への研修を実施する。	健康推進課
------------------------	--	-------

## ○自殺対策に寄与する機関への支援

事業・取組名	内容・目的	担当課等
旭川いのちの電話相談員養成事業費補助	旭川いのちの電話相談員の養成及び資質向上に要する経費の一部を補助することにより、相談体制の確保を図る。	健康推進課
旭川精神障害者家族連合会運営費補助	精神障害者とその家族の福祉増進及び精神障害者の社会参加等に係る啓発や相談活動の充実を図ることを目的として、各種事業を運営実施している旭川精神障害者家族連合会に対して運営に係る経費の一部を補助する。	健康推進課

## (5) 基本施策2 生きるを支える相談・支援体制の充実

## ○様々な悩みに対応する相談・支援の充実

## &lt;こころの悩み&gt;

事業・取組名	内容・目的	担当課等
精神保健相談	こころの健康に不安を持つ市民、精神障がい者及び家族等の精神的健康の保持・増進を目的とし、保健師が相談指導を行う。	健康推進課
精神障害者医療費助成事業	精神疾患を理由に精神科へ入院している市民で要件を満たしている場合において、1か月につき1万円を限度額として、健康保険適用を受ける入院医療費の自己負担額の一部を助成する。	健康推進課
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築事務	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る「協議の場」において、関係機関と課題の解決に向けた取組を行う。	障害福祉課

## &lt;健康全般&gt;

事業・取組名	内容・目的	担当課等
難病相談支援事業	難病患者等の疾病や療養生活への不安の軽減と生活の質の向上を図るため、相談支援等を行う。	健康推進課
健康に関する相談	市民自らが健康管理に関心を持ち、健康の保持増進及び生活習慣病の予防に取り組むため、健康教育、健康相談及び訪問指導等の保健事業等を実施する。	保健指導課

## &lt;妊娠・出産・子育て&gt;

事業・取組名	内容・目的	担当課等
発達支援相談事業	子どもの発達や発育に関する相談支援を行うとともに、保育所、幼稚園等への巡回相談や親子教室において、保護者及び保育者等への支援を行う。	おやこ応援課

児童家庭相談事業	児童虐待など、子どもや家庭についての悩みの解消のため、家庭児童相談員等を配置して様々な相談に応じ、支援を実施する。	子ども総合相談センター
出産支援推進事業	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(産後の母体の回復や授乳状況及び産婦の精神状態の把握等)に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備する。	おやこ応援課
日中一時支援	障がい児(者)の方で、一時的な預かりが必要であると認められる方に対して、介護者の負担軽減を図るため、一時的な預かりの場を提供する。	障害福祉課
産後ケア事業	出産後1年未満の母子を対象に助産師等の専門職が心身のケアや育児に関する助言等を行う。	おやこ応援課
地域子育て支援拠点運営事業	家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感・不安感の増大等に対応するため、保育所、幼稚園、児童センター等に支援拠点を設置し、育児相談、親子遊びの広場の提供、育児講座の開催等を行うことで子どもの健やかな育ちを支援する。	おやこ応援課
障がい児に関するサービス	児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援	障害福祉課
障がい者に関するサービス	介護給付・訓練等給付・地域相談支援・計画相談支援	障害福祉課
母子生活支援施設等運営事業	児童虐待、DV、経済的理由等で特に生活支援を必要とする母子を保護する。また、健康上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産が受けられない妊産婦を対象に、費用を支弁する。	女性活躍推進課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上のため、ひとり親家庭等の児童及び親に対して健康保険適用の医療費の自己負担分の全部又は一部を助成する(親は入院費及び指定訪問看護のみ)。	子育て助成課
ひとり親家庭相談室	ひとり親家庭が抱える悩み、経済的なこと、就労支援など自立支援に関すること、母子福祉資金等貸付金の相談等を受ける。	子育て助成課
母子福祉資金等貸付事業	母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るとともに、その扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金等を貸し付ける。	子育て助成課



母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、就業相談の実施、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習、職業紹介機関と連携した就業情報の提供など就業支援サービスの提供等を実施するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する相談や、継続的生活指導を必要としている母子家庭の母等への支援を総合的に行う。	子育て助成課
母子家庭等自立支援給付事業	ひとり親家庭の母又は父が就職するために有効な資格を取得するため、指定された教育訓練を受講又は、養成機関で1年以上修学する場合に、給付金を支給する。	子育て助成課
母子家庭等日常生活支援事業	疾病、出産、看護や就職活動等で、一時的に日常生活に支障をきたしている母子・父子・寡婦家庭に、支援員を派遣して家事援助をしたり、支援員宅等で児童を預かる。	子育て助成課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親又は子が高卒認定試験合格のための講座を受講する場合に費用の一部を支給する。	子育て助成課
災害遺児手当支給事業	交通災害、労働災害及び不慮の災害による遺児の健全な育成を助長し、福祉の増進を図るため、災害遺児手当の支給を行う。	子育て助成課
赤ちゃん訪問	生後4か月までの乳児のいる家庭に出向き、乳児及び保護者の心身の様子及び養育環境の把握を行い、必要な指導を行う。	おやか応援課
子育て健康相談・乳幼児健診	児の発達・発育を確認し、疾病の異常の予防、早期発見、早期対応を行い、保護者が児の発育・発達過程を確認することで、安心して子育てができるよう支援する。	おやか応援課
いじめ防止対策事業	いじめや不登校などに関する相談を、児童・生徒や保護者から、来所やフリーダイヤル等により直接相談を受けることにより、心のケア・福祉面での支援を実施する。	いじめ防止対策推進課
ヤングケアラー等支援事業	保護者の疾病等の課題を抱える世帯に対して、福祉サービスの利用等、その課題を解決するための期間、一時的に家事支援ヘルパーを派遣し、潜在的なヤングケアラーの支援を行う。	子ども総合相談センター

<女性の悩み>

事業・取組名	内容・目的	担当課等
女性相談事業	女性が抱える様々な問題解決のため、女性相談室において相談支援を行い、配偶者暴力相談支援センターでDV被害者の対応や保護を行う。また、民間シェルターを運営する者に対し、その運営事業に対する補助を行う。	女性活躍推進課

<性的指向や性自認に起因する悩み>

事業・取組名	内容・目的	担当課等
LGBTQ電話相談	LGBTQ等の当事者やその周囲の方が抱える悩みや生きづらさなどに対する支援として、性的指向や性自認に起因する悩みについての電話相談を行う。	女性活躍推進課

<働く人>

事業・取組名	内容・目的	担当課等
旭川まちなかしごとプラザ事業	求職者に対し、旭川まちなかしごとプラザ内において、旭川市職業相談室、ハローワークまちプラコーナー、ジョブカフェ・ジョブサロン、マザーズ・キャリアカフェ、地域若者サポートステーション及びトライアルワークセンターが連携を図り、多様な就労支援サービスを実施する。	経済総務課

<生活困窮>

事業・取組名	内容・目的	担当課等
生活困窮者自立支援推進事業（「旭川市自立サポートセンター」含む。）	生活困窮者自立支援法で規定する生活困窮者の自立を推進するため、自立サポートセンターにおける相談支援や就労準備支援事業など、総合的な支援を行う。	生活支援課
生活保護各種扶助事務・生活保護適正実施推進事業	生活保護法等に基づく各種扶助、支援給付を実施する。 生活保護の適正な運営を確保し、生活保護受給世帯に対し自立就労支援を実施するため、実施体制の強化や医療扶助等の適切化を推進するとともに、被保護者に対し求職活動等を促進し、自立・就労の支援を行う。	生活支援課
生活つなぎ資金貸付金	低所得で不時の出費に困窮する者に生活つなぎ資金を貸し付けることにより、生活の安定に資し、もって福祉の増進を図る。	生活支援課
生活困窮者住居確保給付等	常用就職を目指す離職者で、支給要件を満たす者に、家賃(生活保護の住宅扶助基準額に準拠)を有期で支給し、併せて就労機会の確保に向けた支援を行う。	生活支援課

## &lt;高齢者&gt;

事業・取組名	内容・目的	担当課等
地域包括支援センター（市内11か所）	高齢者の相談窓口。介護をはじめ、健康・福祉・医療・生活等、高齢者の様々な悩みごとや困りごとに関する相談及び専門職による支援を行う。	長寿社会課
地域支援事業	高齢者等が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域における包括的な相談、支援体制等の構築等を推進する。	長寿社会課

## &lt;障害&gt;

事業・取組名	内容・目的	担当課等
障害者相談支援事業	障がい者等が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、旭川市障害者相談支援センター（あそと）の運営等を行う。また、相談支援業務を複数の相談支援事業所に委託する。	障害福祉課

## &lt;生活・法律・その他&gt;

事業・取組名	内容・目的	担当課等
民生委員・児童委員の活動支援	地域のボランティアである民生委員・児童委員の委嘱手続や、地域の実情に応じた相談・援助が行われるよう支援する。	福祉保険課
一般市民相談	相談員3名が相談業務に従事。相談内容を傾聴し問題解決へのアドバイスを行うほか、必要に応じて行政の専門窓口等を紹介する。	市民生活課 市民相談センター
消費生活相談	安心できる消費生活のため、事業者からの商品やサービスの購入、契約又は使用等に関する消費者からの苦情、問合せを受け付け、それぞれの相談内容に応じた専門相談機関の紹介、情報提供を行う。	市民生活課 消費生活センター

## ○相談・支援に関する情報の分かりやすい発信

事業・取組名	内容・目的	担当課等
「障がい者福祉の手引き」の発行	障がい者やその家族等に対して各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介する冊子を作成・配布することにより、適切なサービスを利用できるよう情報を提供する。	障害福祉課
「いきいき長寿」の発行	高齢者の保健・福祉・介護に関する制度やサービスを紹介する冊子を作成・配布することにより、適切なサービスを利用できるように情報を提供する。	長寿社会課

「精神保健ガイド」の発行	精神保健や精神障がいに関わる各種福祉制度や手続き、相談先などを紹介する冊子を作成し、情報提供する。	健康推進課
「子育てガイドブック」の発行	妊娠や子育てに係る各種手当や制度、保育所・幼稚園等の子育てに関する情報をまとめた冊子を作成・配布し周知を図る。	子育て支援課

○自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

事業・取組名	内容・目的	担当課等
自殺未遂者の実態把握	自殺未遂者やその家族等に対する自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための相談支援体制の構築のため、警察、消防、救急医療機関、精神科医療機関、各相談機関等との連携に向けた実態調査を行う。	健康推進課

○自死遺族への支援の充実

事業・取組名	内容・目的	担当課等
旭川自死遺族わかちあいの会	自死遺族を対象とし、同じ体験をしているメンバーと気持ちを語りあう会を開催する。	健康推進課

○関係機関の取組

事業・取組名	内容・目的	担当課等
こころの悩み相談	孤独や絶望などこころの悩み相談	旭川いのちの電話
自助グループ	ギャンブル依存症の家族や友人の自助グループ	ギャマノン
自助グループ	アルコール依存症の当事者会。体験を語り合い、互いに支え合って断酒を継続する。	旭川連合断酒会 旭川断酒会 旭川断酒新生会 旭川東雲断酒会 旭川北部断酒会 旭川中央断酒会 旭川北斗断酒会
自助グループ	アルコール依存症の自助グループ	AA（アルコ ホーリクス・ア ノニマス）
高次脳機能障害に関する相談	高次脳機能障害に関する相談（電話・面接）	高次脳機能障害 友の会 コロ ポックル道北
家族会	精神障害者の自立、福祉、社会復帰等の推進、普及啓発活動を行う。 精神疾患を持つ患者の家族が、疾患及び障害、家族の対応について学び、家族同士が交流を図る場。	旭川精神障害者 家族連合会

家族会	精神疾患を持つ患者の家族が、疾患及び障害、家族の対応について学び、家族同士が交流できる場。	市立旭川病院こぶし会 相川記念病院患者家族会 旭川圭泉会病院家族会 メイプル病院家族会 直江クリニック家族会
依存症家族教室	依存症患者の家族が、疾患や家族の対応について学ぶ家族教室。 家族同士の交流、情報交換の場。	相川記念病院依存症家族教室 『すずらん』
子どもの相談援助活動	18歳未満の子どもの心やからだのこと、家庭や学校での問題、虐待などの相談	北海道旭川児童相談所
ひきこもり当事者の交流の場の提供	主に在宅で過ごしているおおむね20～40代の当事者の交流の場	旭川当事者会（ひきこもり） N A G I
配偶者からの暴力全般に関する相談	配偶者からの暴力全般に関する相談	ウイメンズネット旭川
女性の人権問題に関する相談	配偶者やパートナーからの暴力、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等、女性をめぐる様々な人権問題についての相談	女性の人権ホットライン（旭川地方事務局）
労働相談	労働時間管理や残業代の支払など労働基準関係法令に関する問題についての相談（労働条件相談ほっとライン）。 労働問題に関するあらゆる分野の相談（旭川総合労働相談コーナー）。	旭川労働基準監督署
小中規模企業向けの経営相談	小規模、中小企業向けの経営に関する相談や共済制度による保障等。	旭川商工会議所
就職支援、職業訓練相談等	求人情報、職業相談及び紹介の窓口、就職支援や職業訓練相談等。	ハローワーク旭川（旭川公共職業安定所）
障がい者相談支援	障がい者への生活支援（食事、入浴等の憩いの場、居場所）。障がい者とその家族が安心した日常生活、社会生活を営むための相談支援。	あかしあ障害者総合相談支援センター
障がい者相談支援	障がい者への生活支援（食事、入浴等の憩いの場、居場所）。障がい者とその家族が安心した日常生活、社会生活を営むための相談支援。	地域活動支援センターあしすと
障がい者相談支援	障がい者が暮らしやすい地域づくりを支援する。	かみかわ相談支援センターねっと

障がい者就労支援，サービス提供	障害者職業カウンセラー等を配置し，ハローワーク（公共職業安定所），障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと，就職や職場復帰を目指す障害のある方，障害者雇用を検討している，あるいは雇用している事業主の方，障害のある方の就労を支援する関係機関に対して支援・サービスを提供する。	北海道障害者職業センター旭川支所
発達障害を持つひとと家族への支援	発達障害をもつ方が安心して地域生活が送れるよう各関係機関と連携し，支援する。	発達障害者支援道北地域センター きたのまち
生活の安定支援，地域福祉活動の推進	福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援に関する相談（日常生活自立支援事業），生活の安定に関する相談（生活福祉資金貸付事業），地域での福祉活動の推進，ボランティアに関する相談。	旭川市社会福祉協議会
生活全般に関する悩みごと相談	家庭問題や人間関係など生活全般に関する悩みごとや困りごとに関する相談	一般社団法人北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター
生活全般に関する悩みごと相談	家庭生活相談。家庭問題や人間関係など日常生活全般に関する悩みごとについての相談。	北海道家庭生活カウンセラー旭川クラブ
人権問題に関する相談	差別・いじめ・嫌がらせ等，人権問題に関する相談全般	みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）（旭川地方法務局）
法律相談	法的トラブル解決のための総合案内	法テラス旭川
法律相談	法律に関する相談	旭川弁護士会法律相談センター
被害者相談	犯罪や事件事故に遭われた方と家族からの相談	一般社団法人北・ほっかいどう被害者相談室
被害者相談	専門の被害者支援員による犯罪被害に遭われて悩んでいる方や刑事手続きなどについて不安を感じている方などへの相談。犯罪や事件，事故に遭われた方，家族からの相談。	旭川地方検察庁被害者支援相談室

人権相談，人権に係る普及啓発	いじめ・嫌がらせ・セクハラ・パワハラ・虐待等で人権侵害されたという被害者の申し立てを受け，調査し，被害者を救済する。人権110番やホットラインなどで電話相談に応じるほか，面接相談を実施。人権への意識向上，理解を深める啓発活動も行う。	旭川地方法務局 人権擁護課
がん相談支援センター	がん患者や家族，地域住民からの「がん」に関する様々な相談を，がん専門相談員が受ける。必要に応じて緩和ケアチームやメディカルソーシャルワーカー等の専門職種と連携し，専門的，精神的なケアにつなぐ。	旭川医科大学病院 がん相談支援センター
がん相談支援センター	がん患者や家族からの「がん」に関する様々な相談を受ける。必要に応じて当院がん患者自殺対策院内体制フローを活用し，専門的，精神的なケアにつなぐ。	旭川厚生病院 がん相談支援センター
がん相談支援センター	がん患者・家族からの相談（経済的問題，治療・療養に関すること，不安や精神的苦痛など）に対応。必要に応じて院内・院外の他職種，専門機関と情報共有，連携を図る。	市立旭川病院 がん相談支援センター

#### （6）基本施策3 自殺に対する知識の普及啓発

○自殺や自殺対策関連事象，こころの健康等に関する普及啓発の推進

事業・取組名	内容・目的	担当課等
自殺予防週間及び自殺対策強化月間における啓発事業	市民一人ひとりの自殺サインへの気付きや適切な対処方法等の理解の促進を図るため，国，道及び関係機関等と連携した啓発事業等を実施する。	健康推進課
メンタルヘルス出前講座	地域住民や企業等を対象に，精神保健に関する正しい知識を普及し，ストレスチェックやストレスとの付き合い方等の自分自身のメンタルヘルスについて学ぶ機会を提供する。	健康推進課
ゲートキーパー養成研修	自殺に追い込まれる危機に陥った人の心情や背景への理解を深め，市民の身近で自殺対策に関わる役割を持つ人材であるゲートキーパーを養成することを目的として実施する。	健康推進課
「障がい者福祉の手引き」の発行	障がい者やその家族等に対して各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介する冊子を作成・配布することにより，適切なサービスを利用できるような情報を提供する。	障害福祉課
「いきいき長寿」の発行	高齢者の保健・福祉・介護に関する制度やサービスを紹介する冊子を作成・配布することにより，適切なサービスを利用できるように情報を提供する。	長寿社会課

「精神保健ガイド」の発行	精神保健や精神障がいに関わる各種福祉制度や手続き、相談先などを紹介する冊子を作成し、情報提供する。	健康推進課
「子育てガイドブック」の発行	妊娠や子育てに係る各種手当や制度、保育所・幼稚園等の子育てに関する情報をまとめた冊子を作成・配布し周知を図る。	子育て支援課
こころの体温計	広く市民を対象に、メンタルヘルスの問題に対し早期に気づき、気軽に相談できる窓口の周知を図ることを目的として実施する。	健康推進課
自殺に関する様々な統計資料の分析及び公表	厚生労働省及び警察庁等が作成・公表している統計を活用し、本市の自殺の現状について把握し、結果を公表する。	健康推進課
精神保健講演会	メンタルヘルスや自殺予防等、広く精神保健に関することをテーマとした講演会を開催する。	健康推進課
男女共同参画推進事業	性別にかかわらず人権が尊重され、個性と能力を發揮することができる多様性に富んだ社会の実現を目指し、地域住民や事業所等を対象に、男女共同参画に関する様々な課題をテーマとした出前講座や研修会を実施する。	女性活躍推進課

○若年層への自殺予防に向けた普及啓発の推進

事業・取組名	内容・目的	担当課等
大学や専修学校等を対象とした自殺対策研修会の実施	若年層を対象に、講義のほか、「傾聴」や自身のSOSの発信についての演習を通し、自殺対策に関する正しい知識の普及・理解を深め、身近な問題として考える機会とする。	健康推進課
こころの相談窓口カードの作成及び配布	市内の中学3年生を対象に、各種相談先を記載した「こころの相談窓口カード」を配布し、相談できる窓口の周知を図る。	健康推進課

○関係機関の取組

事業・取組名	内容・目的	担当課等
精神衛生に関わる普及啓発	地域住民が精神障害者への理解を深めることを目的とした精神保健ボランティア講座（やさしい精神保健講座）の実施。旭川いのちの電話と共催による自殺予防を目的とした講演会、旭川市と共催による地域住民への精神衛生に関する普及啓発事業（精神保健講演会の開催等）。	旭川精神衛生協会



## (7) 基本施策4 自殺対策を行う関係機関・団体とのネットワークの強化

## ○関係機関の連携及びネットワークの強化

事業・取組名	内容・目的	担当課等
旭川市自殺対策ネットワーク会議の開催	自殺対策の推進、関係機関及び団体等の連携、普及啓発を推進することを目的に、旭川市自殺対策ネットワーク会議設置要綱に基づき開催する。	健康推進課
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築事務	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る「協議の場」において、関係機関と課題の解決に向けた取組を行う。	障害福祉課
旭川精神衛生協会の運営	地域住民の精神衛生に関する知識の普及に努め、精神的健康の保持増進を図ることを目的として運営し、精神衛生に関する知識の普及、調査研究及び諸施策の促進等を実施する。	健康推進課

## ○庁内の連携及びネットワークの強化

事業・取組名	内容・目的	担当課等
旭川市自殺対策推進計画庁内推進会議の開催	旭川市自殺対策推進計画について、その策定及び計画の分析・評価・見直し等について検討することを目的に開催する。	健康推進課

## (8) 基本施策5 子ども・若者の自殺対策の推進

## ○学生・児童生徒のSOSの出し方に関する知識の普及及び相談体制等の充実

事業・取組名	内容・目的	担当課等
大学や専修学校等を対象とした自殺対策研修会の実施	若年層を対象に、自殺対策に関する正しい知識の普及・理解を深め、身近な問題として考える機会とする。	健康推進課
ひきこもりに関する相談及び支援の実施	ひきこもりの状態にある当事者及びその家族を対象に、悩みや不安の軽減を図り、社会復帰を促すため、訪問又は面接による支援を行う。	健康推進課
スクールカウンセラー活用推進事業	様々な悩みを抱える児童生徒の不安の解消を図り、健全な学校生活を送ることができるようになるため、スクールカウンセラーを派遣し、児童生徒や保護者へのカウンセリングを行う。	学務課
児童生徒の自殺予防に係る取組	定期的に教育相談を実施するとともに、児童生徒に対し、相談窓口を周知するなど、児童生徒の命と心を守る取組を推進する。	教育指導課
教育支援センター運営事業	不登校及びその傾向にある児童生徒に対し、心の居場所づくりや学校への登校再開に向けて支援するとともに、豊かな情操や社会性の育成を図るため、家庭、学校、関係機関と連携を図りながら、カウンセリングや教育相談、体験活動や学習支援、集団活動等を行う。	教育指導課

いじめ防止対策事業	いじめや不登校などに関する相談を，児童・生徒や保護者から，来所やフリーダイヤル等により直接相談を受けることにより，心のケア・福祉面での支援を実施する。	いじめ防止対策推進課
-----------	---	------------

○関係機関の取組

事業・取組名	内容・目的	担当課等
こころの悩み相談	孤独や絶望などこころの悩み相談	旭川いのちの電話
ひきこもり当事者の交流の場の提供	主に在宅で過ごしているおおむね20～40代の当事者の交流の場	旭川当事者会 (ひきこもり) N A G I
ひきこもり当事者のサポート，家族の交流や学習	不登校やひきこもり傾向の当事者サポート，当事者家族が支えあうための交流や学習などの他，家族相談を行う。	子ども・青年・家族を支えあう旭川そよ風の会
子どもの相談援助活動	18歳未満の子どもの心やからだのこと，家庭や学校での問題，虐待などの相談	北海道旭川児童相談所
虐待，いじめ等，子どもからの相談	虐待，いじめ等，子どもからの相談	子どもの人権110番(旭川地方法務局)
就労相談・支援	15～49歳の方，保護者や家族を対象に就職・進学など，若者の職業的な自立についての支援	あさひかわ若者サポートステーション／あさひかわサポステ・プラス

(9) 基本施策6 女性の自殺対策の推進

○妊産婦への支援の充実

事業・取組名	内容・目的	担当課等
出産支援推進事業	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から，出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(産後の母体の回復や授乳状況及び産婦の精神状態の把握等)に係る費用を助成することにより，産後の初期段階における母子に対する支援を強化し，妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備する。	おやこ応援課
産後ケア事業	出産後1年未満の母子を対象に助産師等の専門職が心身のケアや育児に関する助言等を行う。	おやこ応援課
妊婦相談	母子手帳の交付時に面接を行い，安心して出産が迎えられるよう出産時まで関係機関と連携をとりながら切れ目のない支援を行う。	おやこ応援課

## ○女性の雇用問題への支援

事業・取組名	内容・目的	担当課等
女性活躍・ワークライフバランス推進事業	市内事業所の誰もが働きやすい職場環境づくりを推進するため、多様な働き方の推進に取り組む事業者へのアドバイザーの派遣や表彰、多様な働き方をテーマとしたセミナー等を実施する。	女性活躍推進課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、就業相談の実施、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習、職業紹介機関と連携した就業情報の提供など就業支援サービスの提供等を実施するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する相談や、継続的生活指導を必要としている母子家庭の母等への支援を総合的に行う。	子育て助成課
母子家庭等自立支援給付事業	ひとり親家庭の母又は父が就職するために有効な資格を取得するため、指定された教育訓練を受講又は、養成機関で1年以上修学する場合に、給付金を支給する。	子育て助成課

## ○困難な問題を抱える女性への支援

事業・取組名	内容・目的	担当課等
女性相談事業	女性が抱える様々な問題解決のため、女性相談室において相談支援を行い、配偶者暴力相談支援センターでDV被害者の対応や保護を行う。また、民間シェルターを運営する者に対し、その運営事業に対する補助を行う。	女性活躍推進課
母子生活支援施設等運営事業	児童虐待、DV、経済的理由等で特に生活支援を必要とする母子を保護する。また、健康上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産が受けられない妊産婦を対象に、費用を支弁する。	女性活躍推進課

## ○関係機関の取組

事業・取組名	内容・目的	担当課等
女性の人権問題に関する相談	配偶者やパートナーからの暴力、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等、女性をめぐる様々な人権問題についての相談	女性の人権ホットライン（旭川地方法務局）

## 4 自殺対策基本法

自殺対策基本法

発令 : 平成 18 年 6 月 21 日号外法律第 85 号

最終改正 : 平成 28 年 3 月 30 日号外法律第 11 号

改正内容 : 平成 28 年 3 月 30 日号外法律第 11 号[平成 28 年 4 月 1 日]

○自殺対策基本法

〔平成十八年六月二十一日号外法律第八十五号〕

〔総理・総務・財務・文部科学・厚生労働大臣署名〕

自殺対策基本法をここに公布する。

自殺対策基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生

徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成一八年一〇月政令三四三号により、平成一八・一〇・二八から施行]

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二七年九月一日法律第六六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 [略]

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成二八年三月三〇日法律第一一号〕

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の一部改正)

2 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]



## 5 自殺総合対策大綱

自殺総合対策大綱 ～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

(令和4年10月14日 閣議決定)

### 第1 自殺総合対策の基本理念

＜誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す＞

平成18年10月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきた。しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は11年ぶりに前年を上回った。特に、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中においても、増加傾向となっており、令和2年には過去最多、令和3年には過去2番目の水準になった。このように非常事態はいまだ続いており、決して楽観できる状況にはない。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られている。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」のそれぞれのレベルにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進するものとする。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であることや、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

＜自殺は、その多くが追い込まれた末の死である＞

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要がある。自殺に至る心理は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と捉えることができるからである。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりするなど、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっている。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができる。このことを社会全体で認識するよう改めて徹底していく必要がある。

**<年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている>**

平成19年6月、政府は、基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）を策定し、その下で自殺対策を総合的に推進してきた。

大綱に基づく政府の取組のみならず、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、基本法が成立した平成18年とコロナ禍以前の令和元年とで自殺者数を比較すると、男性は38%減、女性は35%減となった。しかし、それでも非常事態はまだまだ続いていると言わざるを得ない。この間、男性、特に中高年男性が大きな割合を占める状況は変わっていないが、先述したとおり、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が増え、総数は11年ぶりに前年を上回った。令和3年の総数は令和2年から減少したものの、女性の自殺者数は増加し、小中高生の自殺者数は過去2番目の水準となった。さらに、我が国の人口10万人当たりの自殺による死亡率（以下「自殺死亡率」という。）はG7諸国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えている。かけがえのない多くの命が日々、自殺に追い込まれているのである。

**<新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進>**

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じている。その中で女性や子ども・若者の自殺が増加し、また、自殺につながりかねない問題が深刻化するなど、今後の影響も懸念される。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は現在も継続しており、その影響について確定的なことは分かっていない。そこで引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の自殺への影響について情報収集・分析を行う必要がある。

また、今回のコロナ禍において、様々な分野でICTが活用される状況となった。今回の経験を生かし、今後、感染症の感染拡大が生じているか否かを問わず、国及び地域において必要な自殺対策を実施することができるよう、ICTの活用を推進する。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下では、特に、自殺者数の増加が続いている女性を含め、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親や、フリーランスなど雇用関係によらない働き方の者に大きな影響を与えていると考えられることや、不規則な学校生活を強いられたい行事や部活動が中止や延期となったことなどによる児童生徒たちへの影響も踏まえて対策を講じる必要がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症罹患後の実態把握を進める。

**<地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する>**

我が国の自殺対策が目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、基本法にも、その目的は「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」とうたわれている。つまり、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することとされている。

また、基本法では、都道府県及び市町村は、大綱、地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされている。あわせて、国は、地方公共団体による地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律第4条の規定に基づき指定される指定調査研究等法人（以下「指定調査研究等法人」という。）にお

いて、都道府県及び市町村を自殺の地域特性ごとに類型化し、それぞれの類型において実施すべき自殺対策事業をまとめた政策パッケージを提供することに加えて、都道府県及び市町村が実施した政策パッケージの各自殺対策事業の成果等を分析し、分析結果を踏まえてそれぞれの政策パッケージの改善を図ることで、より精度の高い政策パッケージを地方公共団体に還元することとしている。

自殺総合対策とは、このようにして国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なP D C Aサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく取組である。

### 第3 自殺総合対策の基本方針自殺総合対策の基本方針

#### 1. 生きることの包括的な支援として推進す

##### <社会全体の自殺リスクを低下させる>

世界保健機関（以下「WHO」という。）が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」とあり、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっている。

経済・生活問題、健康問題、家庭問題など、自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能である。また、健康問題や家庭問題等の一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もある。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとする。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものである。

##### <生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす>

個人においても社会においても、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高くなる。裏を返せば、「生きることの阻害要因」となる失業や多重債務、生活苦等を同じように抱えていても、全ての人や社会の自殺リスクが同様に高まるわけではない。「生きることの促進要因」となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等と比較して、阻害要因が上回れば自殺リスクは高くなり、一方で、促進要因が「生きることの阻害要因」を上回れば自殺リスクは高まらない。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要がある。

## 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

### <様々な分野の生きる支援との連携を強化する>

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要である。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要がある。

例えば、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者の相談、治療に当たる保健・医療機関においては、心の悩みの原因となる社会的要因に対する取組も求められることから、問題に対応した相談窓口を紹介できるようにする必要がある。また、経済・生活問題の相談窓口担当者も、自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる外部の保健・医療機関など自殺予防の基礎知識を有していることが求められる。

こうした連携の取組は現場の実践的な活動を通じて徐々に広がりつつあり、また、自殺の要因となり得る生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されている。今後、連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要である。

### <地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携>

制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など、地域共生社会の実現に向けた取組を始めとした各種施策との連携を図る。

地域共生社会の実現に向けた施策は、市町村での包括的な支援体制の整備を図ること、住民も参加する地域づくりとして展開すること、状態が深刻化する前の早期発見や複合的課題に対応するための関係機関のネットワークづくりが重要であることなど、自殺対策と共通する部分が多くあり、両施策を一体的に行うことが重要である。

加えて、こうした支援のあり方は生活困窮者自立支援制度においても共通する部分が多く、自殺の背景ともなる生活困窮に対してしっかりと対応していくためには、自殺対策の相談窓口で把握した生活困窮者を自立相談支援の窓口につなぐことや、自立相談支援の窓口で把握した自殺の危険性の高い人に対して、自殺対策の相談窓口と協働して、適切な支援を行うなどの取組を引き続き進めることなど、生活困窮者自立支援制度も含めて一体的に取り組み、効果的かつ効率的に施策を展開していくことが重要である。

### <精神保健医療福祉施策との連携>

自殺の危険性の高い人を早期に発見し、確実に精神科医療につなげられるよう、かかりつけ医、精神科医等が、地方公共団体と連携しながら多職種で継続して支援する取組に併せて、自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に包括的かつ継続的に対応す

るため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする。

また、施策の連動性を高めるため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関等に配置するなどの社会的な仕組みを整えていく。

#### <孤独・孤立対策との連携>

令和3年12月28日に「孤独・孤立対策の重点計画」が取りまとめられ、その中で、「孤独・孤立は、当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものである。孤独・孤立は当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、現に当事者が悩みを家族や知人に相談できない場合があることも踏まえると、孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題である。」と自殺の問題と同様の認識が示された。孤独・孤立の問題を抱える当事者やその家族に対する支援を行っていくことは、自殺予防につながるものである。さらには、孤独・孤立対策は、行政と民間団体、地域資源との連携など、自殺対策とも共通する。このことから、孤独・孤立対策とも連携を図っていく必要がある。

#### <こども家庭庁との連携>

子どもの自殺者数が増加傾向を示しており、その自殺対策を強力に推進することが必要である。子どもの自殺対策を推進するには、関係府省や地方自治体、民間団体等との緊密な連携が不可欠である。

そのような中、子どもまんなか社会の実現に向けて、常に子どもの視点に立って、子ども政策に強力かつ専一に取り組む組織として、こども家庭庁の設立が令和5年4月1日に予定されていることから、こども家庭庁とも連携を図っていく必要がある。

### 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

#### <対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる>

自殺対策に係る個別の施策は、以下の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとする。

- 1) 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- 2) 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」
- 3) 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

#### <事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応の段階ごとに効果的な施策を講じる>

また、前項の自殺対策に係る3つのレベルの個別の施策は、

- 1) 事前対応：心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階で対応を行うこと、
- 2) 自殺発生の危機対応：現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させないこと、
- 3) 事後対応：自殺や自殺未遂が生じた場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないこと、そして発生当初から継続的に遺族等にも支援を行うこと、段階ごとに

効果的な施策を講じる必要がある。

#### ＜自殺の事前対応の更に前段階での取組を推進する＞

地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに支援を得ることができず自殺に追い込まれる人が少なくないことから、学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、辛いときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進する。問題の整理や対処方法を身に付けることができれば、それが「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」となり、学校で直面する問題や、その後の社会人として直面する問題にも対処する力、ライフスキルを身に付けることにもつながると考えられる。

また、SOSの出し方に関する教育と併せて、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進していく。

### 4. 実践と啓発を両輪として推進する

#### ＜自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する＞

令和3年8月に厚生労働省が実施した意識調査によると、国民のおよそ10人に1人が「最近1年以内に自殺を考えたことがある」と回答しているなど、これらがコロナ禍での結果であることを考慮しても、自殺の問題は一部の人や地域の問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題となっている。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行う。

#### ＜自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する＞

我が国では精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくない。特に、自殺者が多い中高年男性は、心の問題を抱えやすい上、相談することへの心理的な抵抗から問題が深刻化しがちと言われている。

他方、死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多い。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく。精神疾患においては、世界メンタルヘルスデー（10月10日）での広報活動等を通じて、普及啓発を図るとともに、メンタルヘルスへの理解促進を目指す。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られているだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、遺族等支援としても、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいく。

#### ＜マスメディア等の自主的な取組への期待＞

また、マスメディア等による自殺報道では、事実関係に併せて自殺の危険を示すサインやその対応方

法等自殺予防に有用な情報を提供することにより大きな効果が得られる一方で、自殺手段の詳細な報道、短期集中的な報道は他の自殺を誘発する危険性があることが、自殺報道に関するガイドライン等で指摘されている。加えて、ニュースサイトやSNS、トレンドブログ等を通じて自殺報道がより急速に拡散されることなどにより、そうした危険性が更に高まることが懸念される。

このため、自殺報道に関するガイドライン等を踏まえた報道及びその扱いについて、報道機関やニュースサイト、SNS等事業者に対して要請を行ってきた。徐々に浸透してきているが、依然として、一部の報道において、自殺報道に関するガイドライン等に沿わない報道が見受けられた。国民の知る権利や報道の自由も勘案しつつ、適切な自殺報道が行われるよう、また自殺報道がSNS等を通じて過度に拡散されることを防ぐことができるよう、政府は引き続き、自殺報道に関するガイドライン等を遵守した報道等が行われるよう要請を行うとともに、マスメディア等による自主的な取組が推進されることを期待する。

## 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要である。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要である。

地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関（地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等）とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりを支援する。

また、そうした地域プラットフォームが相互に協力するための地域横断的なネットワークづくりを推進する。

自殺総合対策における国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の果たすべき役割は以下のように考えられる。

### <国>

自殺対策を総合的に策定し、実施する責務を有する国は、各主体が自殺対策を推進するために必要な基盤の整備や支援、関連する制度や施策における自殺対策の推進、国自らが全国を対象に実施することが効果的・効率的な施策や事業の実施等を行う。また、各主体が緊密に連携・協働するための仕組みの構築や運用を行う。

国は、指定調査研究等法人において、全ての都道府県及び市町村が地域自殺対策計画に基づきそれぞれの地域の特性に応じた自殺対策を推進するための支援を行うなどして、国と地方公共団体が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進する責務を有する。

### <地方公共団体>

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱、地域の実情等を

勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

都道府県や政令指定都市に設置する地域自殺対策推進センターは、いわば管内のエリアマネージャーとして、指定調査研究等法人から分析データ等の迅速かつ的確な提供等の支援を受けつつ、管内の市町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行う。また、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置したりするなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することが期待される。

#### <関係団体>

保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の自殺対策に関係する専門職の職能団体や大学・学術団体、自殺対策に直接関係はしないがその活動内容が自殺対策に寄与し得る業界団体等の関係団体は、国を挙げて自殺対策に取り組むことの重要性に鑑み、それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に参画する。

また、報道機関やニュースサイト、SNS等事業者は、自らが行う報道や報道の扱いが人々に与える影響の大きさを改めて認識し、自殺報道に関するガイドライン等の趣旨を踏まえた報道等を行うことにより、自殺対策を推進することが期待される。

#### <民間団体>

地域で活動する民間団体は、自殺防止を直接目的とする活動のみならず、保健、医療、福祉、教育、人権、労働、法律その他の関連する分野での活動もひいては自殺対策に寄与し得るということを理解して、他の主体との連携・協働の下、国、地方公共団体等からの支援も得ながら、積極的に自殺対策に参画する。

#### <企業>

企業は、労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者の心の健康の保持及び生命身体の安全の確保を図ることなどにより自殺対策において重要な役割を果たせること、ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、本人やその家族にとって計り知れない苦痛であるだけでなく、結果として、企業の活力や生産性の低下をもたらすことを認識し、積極的に自殺対策に参画する。

#### <国民>

国民は、自殺の状況や生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを理解し、また、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実も踏まえ、そうした心情や背景への理解を深めるよう努めつつ、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにする。

自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、主体的に自殺対策に取り組む。



## 6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組む。

## 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

「第2自殺の現状と自殺総合対策における基本認識」及び「第3自殺総合対策の基本方針」を踏まえ、当面、特に集中的に取り組まなければならない施策として、基本法の改正の趣旨、8つの基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて更なる取組が求められる施策等に沿って、以下の施策を設定する。

なお、今後の調査研究の成果等により新たに必要となる施策については、逐次実施することとする。

また、以下の当面の重点施策はあくまでも国が当面、集中的に取り組まなければならない施策であって、地方公共団体においてもこれらに網羅的に取り組む必要があるということではない。地方公共団体においては、地域における自殺の実態、地域の実情に応じて必要な重点施策を優先的に推進すべきである。

### 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

基本法により、都道府県及び市町村は、大綱、地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされている。あわせて、国は、地方公共団体が当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を果たすために必要な助言その他の援助を行うものとされていることを踏まえて、国は地方公共団体に対して地域自殺実態プロフィールや地域自殺対策の政策パッケージ等を提供するなどして、地域レベルの実践的な取組への支援を強化する。

#### (1) 地域自殺実態プロフィールの作成

国は、指定調査研究等法人において、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析した自殺実態プロフィールを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定・見直しを支援する。【厚生労働省】

#### (2) 地域自殺対策の政策パッケージの作成

国は、指定調査研究等法人において、地域特性を考慮したきめ細かな対策を盛り込んだ地域自殺対策の政策パッケージを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定・見直しを支援する。【厚生労働省】

#### (3) 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援

国は、地域自殺実態プロフィールや地域自殺対策の政策パッケージの提供、地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定等により、地域自殺対策計画の策定・見直しを支援する。【厚生労働省】

#### (4) 地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定

国は、地域自殺対策計画の円滑な策定に資するよう、地域自殺対策計画策定ガイドラインを策定する。

## 【厚生労働省】

**(5) 地域自殺対策推進センターへの支援**

国は、都道府県や政令指定都市に設置する地域自殺対策推進センターが、管内の市町村の自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行うことができるよう、指定調査研究等法人による研修等を通じて地域自殺対策推進センターを支援する。また、地域自殺対策推進センターが地域自殺対策の牽引役として自殺対策を進められるよう、地域自殺対策推進センター長の設置及び全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援を行う。【厚生労働省】

**(6) 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進**

国は、地方公共団体が自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置したりするなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することを促す。【厚生労働省】

**2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す**

平成28年4月、基本法の改正により、その基本理念において、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことが明記されるとともに、こうした自殺対策の趣旨について国民の理解と関心を深めるため、国民の責務の規定も改正された。また、国及び地方公共団体としても、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずることが必要であることから、自殺予防週間及び自殺対策強化月間について規定されている。

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて国民の理解の促進を図る必要がある。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるという理解を促進することを通じて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気付き、思いに寄り添い、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における国民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開する。

**(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施**

基本法第7条に規定する自殺予防週間（9月10日から16日まで）及び自殺対策強化月間（3月）において、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出し、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進する。あわせて、啓発活動によって援助を求めに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施する。また、自殺予防週間や自殺対策強化月間について、国民の約3人に2人以上が聞いたことがあるようにすることを目指す。【厚生労働省、関係府省】

## （2）児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流及び心理・福祉の専門家や自殺対策に資する取組を行う関係団体との連携などを通じた児童生徒が命の大切さ・尊さを実感できる教育や、SOSの出し方に関する定期的な教育を含めた社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育を更に推進するとともに、自尊感情や自己有用感が得られ、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進める。【文部科学省】

児童生徒の自殺は、長期休業明け前後に多い傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、児童生徒向けの自殺予防の取組に関する周知徹底の強化を実施したり、GIGAスクール構想で配布されているPCやタブレット端末の活用等による自殺リスクの把握や PUSH 型の支援情報の発信を推進したりするなど、小学校、中学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取組を推進する。【文部科学省】

さらに、メディアリテラシー教育とともに、情報モラル教育を推進する。【内閣府、総務省、文部科学省、消費者庁】

## （3）自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識を浸透させることや、自殺や自殺関連事象に関する誤った社会通念から脱却し国民一人ひとりの危機遭遇時の対応能力（援助希求技術）を高めるため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を積極的に活用して正しい知識の普及を推進する。【厚生労働省】

また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する。【法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省】

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であるが、その一方で、中には、病気などにより衝動的に自殺で亡くなる人がいることも、併せて周知する。【厚生労働省】

ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。【厚生労働省】

## （4）うつ病等についての普及啓発の推進

ライフステージ別の抑うつ状態やうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発、心のサポーターの養成を通じたメンタルヘルスの正しい知識の普及を行うことにより、早期休息・早期相談・早期受診を促進する。【厚生労働省】

## 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺総合対策の推進に資する調査研究等を疫学的研究や科学的研究も含め多角的に実施するとともに、その結果を自殺対策の実務的な視点からも検証し、検証による成果等を速やかに地域自殺対策の実践に還元する。

### （1）自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証

社会的要因を含む自殺の原因・背景，自殺に至る経過を多角的に把握し，保健，医療，福祉，教育，労働等の領域における個別の対応や制度の改善を充実させるための調査や，自殺未遂者を含む自殺念慮者の地域における継続的支援に関する調査等を実施する。【厚生労働省】

指定調査研究等法人においては，自殺対策全体のP D C Aサイクルの各段階の政策過程に必要な調査及び働きかけを通じて，自殺対策を実践するとともに，必要なデータや科学的エビデンスの収集のため，研究のグランドデザインに基づき「革新的自殺研究推進プログラム」を推進する。【厚生労働省】

また，地方公共団体，関係団体，民間団体等が実施する自殺の実態解明のための調査の結果等を施策に生かせるよう，情報の集約，提供等を進める。さらに，相談機関等に集約される情報も，実態解明や対策検討・実施に当たり重要なものとなることから，相談機関等の意向も十分踏まえながら，集約し，活用することを検討する。【厚生労働省】

### （2）調査研究及び検証による成果の活用

国，地方公共団体等における自殺対策の企画，立案に資するため，指定調査研究等法人における自殺の実態，自殺に関する内外の調査研究等自殺対策に関する情報の収集・整理・分析の結果を速やかに活用する。【厚生労働省】

### （3）先進的な取組に関する情報の収集，整理及び提供

地方公共団体が自殺の実態，地域の実情に応じた対策を企画，立案，実施できるよう，指定調査研究等法人における，自殺実態プロファイルや地域自殺対策の政策パッケージ等の必要な情報の提供（地方公共団体の規模等，特徴別の先進事例の提供を含む。）を推進する。【厚生労働省】

### （4）子ども・若者及び女性等の自殺等についての調査

学校において，児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案について，学校が持つ情報の整理等の基本調査を行い，自殺の背景に学校生活に関係する要素があると考えられる場合や，遺族の要望がある場合等には，学校又は学校の設置者が再発防止を検討するための第三者を主体としたより詳細な調査を行う。【文部科学省】

さらに，国においては，詳細な調査の結果を収集し，児童生徒等の自殺の特徴や傾向，背景や経緯等を分析しながら，児童生徒等の自殺を防ぐ方策の検討を行う。【文部科学省，厚生労働省】

若年層及び女性等の自殺対策が課題となっていることを踏まえ，若者，女性及び性的マイノリティの自殺や生きづらさに関する支援一体型の調査を支援する。【厚生労働省，内閣府，文部科学省】

### （5）コロナ禍における自殺等についての調査

令和2年は，新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより，「子ども」や「若年女性」等の自殺が急増し，自殺者数の総数が11年ぶりに前年を上回った。背景の要因としては，社会生活の変化や，過度に繰り返したり，センセーショナルな見出しを付けたりといった自殺報道の影響，配偶者からの暴力（DV），育児，介護疲れ，雇用問題といった自殺につながりかねない問題の深刻化等が考えられるが，引き続き，情報の収集・整理・分析を進める。

【厚生労働省、内閣府、文部科学省】

#### （6）死因究明制度との連動における自殺の実態解明

社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過等、自殺の実態の多角的な把握に当たっては、「死因究明等推進計画」（令和3年6月1日閣議決定）に基づく、死因究明により得られた情報の活用推進を含む死因究明等推進施策との連動性を強化する。【厚生労働省】

地域自殺対策推進センターにおける、「死因究明等推進計画」に基づき都道府県に設置される死因究明等推進地方協議会、保健所等との地域の状況に応じた連携、統計法第33条の規定に基づく死亡小票の精査・分析、地域の自殺の実態把握への活用を推進する。【厚生労働省】

「予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とした予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review; CDR）」については、令和2年度からモデル事業を実施しており、地方公共団体においては子どもの自殺例も検証対象としているところ、モデル事業により具体的な事例を積み上げ、課題等を踏まえて体制整備に向けた検討を進めていく。【厚生労働省】

#### （7）うつ病等の精神疾患の病態解明、治療法の開発及び地域の継続的ケアシステムの開発につながる学際的研究

自殺対策を推進する上で必要なうつ病等の精神疾患の病態解明や治療法の開発を進めるとともに、うつ病等の患者が地域において継続的にケアが受けられるようなシステムの開発につながる学際的研究を推進し、その結果について普及を図る。【厚生労働省】

#### （8）既存資料の利活用の促進

警察や消防、学校や教育委員会等が保有する自殺統計及びその関連資料を始め関係機関が保有する資料について、地域自殺対策の推進に生かせるようにするため情報を集約し、提供を推進する。【警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省】

国、地方公共団体等における根拠に基づく自殺対策の企画、立案に資するため、指定調査研究等法人における自殺の実態、自殺に関する内外の調査研究等とともに、自殺対策に資する既存の政府統計マイクロデータ、機密性の高い行政記録情報を安全に集積・整理・分析するオンサイト施設を形成し、分析結果の政策部局・地方公共団体への提供を推進するとともに、地域における自殺の実態、地域の実情に応じた取組が進められるよう、地方公共団体や地域民間団体が保有する関連データの収集とその分析結果の提供やその利活用の支援、地域における先進的な取組の全国への普及等を推進する。【総務省、厚生労働省】

#### （9）海外への情報発信の強化を通じた国際協力の推進

日本においては、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数が3万人台から2万人台に減少したところであり、こうした日本における取組について国際的に発信し、国際的な自殺対策の推進への貢献を行う。【厚生労働省】

#### 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

自殺対策の専門家として直接的に自殺対策に関わる人材の確保、養成、資質の向上を図ることはもちろん、様々な分野において生きることの包括的な支援に関わっている専門家や支援者等を自殺対策に関わる人材として確保、養成することが重要となっていることを踏まえて、幅広い分野で自殺対策教育や研修等を実施する。また、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守ったりする、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。

##### (1) 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進

生きることの包括的な支援として自殺対策を推進するに当たっては、自殺対策や自殺のリスク要因への対応に係る人材の確保、養成及び資質の向上が重要であることから、医療、保健福祉、心理等に関する専門家等を養成する大学、専修学校、関係団体等と連携して自殺対策教育を推進する。【文部科学省、厚生労働省】

##### (2) 自殺対策の連携調整を担う人材の養成

地域における関係機関、関係団体、民間団体、専門家、その他のゲートキーパー等の連携を促進するため、関係者間の連携調整を担う人材の養成及び配置を推進する。【厚生労働省】

自殺リスクを抱えている人に寄り添いながら、地域における関係機関や専門家等と連携した課題解決などを通して相談者の自殺リスクが低下するまで伴走型の支援を担う人材の養成を推進する。【厚生労働省】

##### (3) かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

うつ病等の精神疾患患者は身体症状が出ることも多く、かかりつけの医師等を受診することも多いことから、将来専門とする分野にかかわらず、基本的な診療能力を身に付けるための医師臨床研修制度において、精神科研修を必修とし、うつ病を経験すべき疾病・病態に位置付けている。また、生涯教育等の機会を通じ、かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的確に評価できる技術の向上並びに地域における自殺対策や様々な分野の相談機関や支援策に関する知識の普及を図る。【厚生労働省】

##### (4) 教職員に対する普及啓発等

児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方を教えるだけでなく、子どもがSOSを出しやすい環境を整えることの重要性を伝え、また、大人が子どものSOSを察知し、それをどのように受け止めて適切な支援につなげるかなどについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布等により取組の支援を行う。遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。

また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。【文部科学省】

#### (5) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上

国は、地方公共団体が精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題に関する相談機能を向上させるため、保健師等の地域保健スタッフに対する心の健康づくりや当該地域の自殺対策についての資質向上のための研修を地域自殺対策推進センターと協力して実施することを支援する。【厚生労働省】

また、職域におけるメンタルヘルス対策を推進するため、産業保健スタッフの資質向上のための研修等を充実する。【厚生労働省】

#### (6) 介護支援専門員等に対する研修

介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等の介護事業従事者の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自殺対策に関する知識の普及を図る。【厚生労働省】

#### (7) 民生委員・児童委員等への研修

住民主体の見守り活動を支援するため、民生委員・児童委員等に対する心の健康づくりや自殺対策に関する施策についての研修を実施する。【厚生労働省】

#### (8) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上

消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口、商工会・商工会議所等の経営相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員、福祉事務所のケースワーカー、生活困窮者自立相談支援事業における支援員に対し、地域の自殺対策やメンタルヘルスについての正しい知識の普及を促進する。【金融庁、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、関係府省】

#### (9) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、遺族等からの意見も踏まえつつ、遺族等に寄り添った適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。【警察庁、総務省】

#### (10) 様々な分野でのゲートキーパーの養成

弁護士、司法書士等、多重債務問題等の法律問題に関する専門家、調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い薬剤師、定期的かつ一定時間顧客に接する機会が多いことから顧客の健康状態等の変化に気付く可能性のある理容師、児童生徒と日々接している教職員等、業務の性質上、ゲートキーパーとしての役割が期待される職業について、地域の自殺対策やメンタルヘルスに関する知識の普及に資する情報提供等、関係団体に必要な支援を行うこと等を通じ、ゲートキーパー養成の取組を促進する。【厚生労働省、関係府省】

若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー

養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。【厚生労働省，文部科学省】

#### (11) 自殺対策従事者への心のケアの推進

地方公共団体の業務や民間団体の活動に従事する人も含む自殺対策従事者について、相談者が自殺既遂に至った場合も含めて自殺対策従事者の心の健康を維持するための仕組みづくりを推進するとともに、心の健康に関する知見を生かした支援方法の普及を図る。また、相談窓口が逼迫する中で、継続的に相談員が相談者に寄り添いながら適切に相談にあたることができるよう、各相談機関において、スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等の組織的なフォローができるよう支援する。【厚生労働省】

#### (12) 家族や知人，ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人，ゲートキーパー等を含めた支援者が孤立せずに済むよう、支援する団体とも連携しながら、これらの家族等に対する支援を推進する。

【厚生労働省】

#### (13) 研修資材の開発等

国，地方公共団体等が開催する自殺対策に関する様々な人材の養成，資質の向上のための研修を支援するため，研修資材の開発を推進するとともに，指定調査研究等法人における公的機関や民間団体の研修事業を推進する。【厚生労働省】

### 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減，ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進に加えて、過重労働やハラスメントの対策など職場環境の改善のための、職場、地域、学校における体制整備を進める。

#### (1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】

また、職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、引き続き、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成27年12月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図る。あわせて、ストレスチェック制度の趣旨を踏まえ、長時間労働などの量的負荷のチェックの視点だけではなく、職場の人間関係や支援関係といった質的負荷のチェックの視点も踏まえて、職場環境の改善を図っていくべきであり、ストレスチェック結果を活用した集団分析を踏まえた職場環境改善に係る取組の優良事例の収集・共有、職場環境改善の実施等に対する助成措置等の支援を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する。【厚生労働省】

加えて、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトにおいて、総合的な情報提供や電話・メール・S



NS相談を実施するとともに、各都道府県にある産業保健総合支援センターにおいて、事業者への啓発セミナー、事業場の人事労務担当者・産業保健スタッフへの研修、事業場への個別訪問による若年労働者や管理監督者に対するメンタルヘルス不調の予防に関する研修等を実施する。【厚生労働省】

小規模事業場に対しては、安全衛生管理体制が必ずしも十分でないことから、産業保健総合支援センターの地域窓口において、個別訪問等によりメンタルヘルス不調を感じている労働者に対する相談対応等を実施するとともに、メンタルヘルス対策等の取組に対する助成措置等を通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を強化する。【厚生労働省】

さらに、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）や「健康・医療戦略」（平成26年7月22日閣議決定）に基づき、産業医・産業保健機能の強化、長時間労働の是正、法規制の執行の強化、健康経営の普及促進等をそれぞれ実施するとともに、それらを連動させて一体的に推進する。【厚生労働省、経済産業省】

また、パワーハラスメント対策については、引き続き、ポータルサイトや企業向けセミナー等を通じて、広く国民及び労使に向けた周知・広報を行うとともに、労使の具体的な取組の促進を図る。【厚生労働省】

さらに、全ての事業所においてパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントがあってはならないという方針の明確化や、その周知・啓発、相談窓口の設置等の措置が講じられるよう、また、これらのハラスメント事案が生じた事業所に対しては、適切な事後の対応及び再発防止のための取組が行われるよう都道府県労働局雇用環境・均等部（室）による指導の徹底を図る。【厚生労働省】

## （2）地域における心の健康づくり推進体制の整備

精神保健福祉センター、保健所等における心の健康問題やその背景にある社会的問題等に関する相談対応機能を向上させるとともに、心の健康づくりにおける地域保健と産業保健及び関連する相談機関等との連携を推進する。【厚生労働省】

また、公民館等の社会教育施設の活動を充実することにより、様々な世代が交流する地域の居場所づくりを進める。【文部科学省】

さらに、心身の健康の保持・増進に配慮した公園整備など、地域住民が集い、憩うことのできる場所の整備を進める。【国土交通省】

農山漁村において高齢者が安心して活動し、暮らせるよう、高齢者の生きがい発揮のための施設整備を行うなど、快適で安心な生産環境・生活環境づくりを推進する。【農林水産省】

## （3）学校における心の健康づくり推進体制の整備

保健室やカウンセリングルーム等をより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。また、相談の際にプライバシーが守られる環境を整備するとともに、これらの教職員の資質向上のための研修を行う。さらに、大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生に必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図る。【文部科学省】

また、学校と地域が連携して、児童生徒がSOSを出したときにそれを受け止めることのできる身近な大人を地域に増やすための取組を推進する。【文部科学省、厚生労働省】

さらに、事業場としての学校の労働安全衛生対策を推進する。【文部科学省】

#### （4）大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

大規模災害の被災者は様々なストレス要因を抱えることとなるため、孤立防止や心のケアに加えて、生活再建等の復興関連施策を、発災直後から復興の各段階に応じて中長期にわたり講ずることが必要である。また、支援者の心のケアも必要である。そのため、東日本大震災における被災者の心の健康状態や自殺の原因の把握及び対応策の検討・実施を引き続き進めるとともに、そこで得られた知見を今後の防災対策へ反映する。【内閣府、復興庁、厚生労働省】

東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故の被災者等について、復興のステージの進展に伴う生活環境の変化や避難に伴う差別・偏見等による様々なストレス要因を軽減するため、国、地方公共団体、民間団体等が連携して、被災者の見守り活動等の孤立防止や心のケア、人権相談のほか、生活再建等の復興関連施策を引き続き実施する。【法務省、文部科学省、復興庁、厚生労働省】

また、心のケアについては、被災者の心のケア支援事業の充実・改善や調査研究の拡充を図るとともに、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等を通じ、支援者も含めた被災者へのきめ細かな心のケアを実施する。【復興庁、厚生労働省】

大規模災害の発災リスクが高まる中、被災地域において適切な災害保健医療活動が行えるよう、平成28年熊本地震での課題を踏まえた災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備と人材育成の強化、災害拠点精神科病院の整備を早急に進める。また、災害現場で活動するDPAT隊員等の災害支援者が惨事ストレスを受けるおそれがあるため、惨事ストレス対策を含めた支援の方策について、地方公共団体とDPATを構成する関係機関との事前の取決め等の措置を講じる。【厚生労働省】

### 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、必要に応じて精神科医療につなぐ取組が進められている状況を踏まえ、これらの人々が適切な精神科医療を確実に受けられるよう精神科医療体制を充実する。また、必ずしも精神科医療につなぐだけでは対応が完結しない事例も少なくないと考えられ、精神科医療につながった後も、その人が抱える悩み、すなわち自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に対して包括的に対応する必要がある。そのため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする。

#### （1）精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉施策を踏まえつつ、地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの構築を促進する。特に、精神科医療、保健、福祉の連動性を高める。【厚生労働省】

また、地域において、かかりつけの医師等がうつ病と診断した人や救急医療機関に搬送された自殺未遂者について、生活上の課題等の確認をする体制、退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連

携体制及び様々な分野の相談機関につなげる多機関連携体制の整備を推進する。【厚生労働省】

### （２）精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実

かかりつけの医師や救急医療機関等が、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者を精神科医療につなげようとする際、精神科医療機関がこれらの緊急性を踏まえて確実に対応できるよう、診療報酬での取扱いを踏まえた精神科医療体制の充実の方策を検討する。【厚生労働省】

心理職等の精神科医療従事者に対し、精神疾患に対する適切な対処等に関する研修を実施し、精神科医をサポートできる心理職等の養成を図るとともに、うつ病の改善に効果の高い認知行動療法などの治療法を普及し、その実施によるうつ病患者の減少を図るため、主に精神科医療において専門的にうつ病患者の治療に携わる者に対し研修を実施する。【厚生労働省】

これらの心理職等のサポートを受けて精神科医が行う認知行動療法などの診療の更なる普及、均てん化を図るため、認知行動療法研修事業の充実・強化、人材育成や連携体制の構築、診療報酬での取扱いを踏まえた精神科医療体制の充実の方策を検討する。【厚生労働省】

また、適切な薬物療法の普及や過量服薬対策を徹底するとともに、環境調整についての知識の普及を図る。【厚生労働省】

### （３）精神保健医療福祉サービスの連動性を高めるための専門職の配置

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉施策を踏まえつつ、地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの構築を促進する。特に、精神科医療、保健、福祉の連動性を高める。さらに、これらの施策の連動性を高めるため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関等に配置するなどの取組を進める。【厚生労働省】  
【一部再掲】

### （４）かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

うつ病等の精神疾患患者は身体症状が出ることも多く、かかりつけの医師等を受診することも多いことから、将来専門とする分野にかかわらず、基本的な診療能力を身に付けるための医師臨床研修制度において、精神科研修を必修とし、うつ病を経験すべき疾病・病態に位置付けている。また、生涯教育等の機会を通じ、かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的確に評価できる技術の向上並びに地域における自殺対策や様々な分野の相談機関や支援策に関する知識の普及を図る。【厚生労働省】【再掲】

### （５）子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

成人とは異なる診療モデルについての検討を進め、子どもの心の問題に対応できる医療系関係専門職や子どもの心の診療に専門的に関わる医師等の養成を推進するなど子どもの心の診療体制の整備を推進する。【厚生労働省】

子どもに対して緊急入院も含めた医療に対応可能な医療機関を拡充し、またそのための人員を確保する。【厚生労働省】

児童相談所や市町村の子どもの相談に関わる機関等の機能強化を図るとともに、精神保健福祉センターや市町村の障害福祉部局等の療育に関わる関係機関との連携の強化を図る。【厚生労働省】

さらに、療育に関わる関係機関と学校及び医療機関等との連携を通して、どのような家庭環境にあっても、全ての子どもが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる環境を整備する。【厚生労働省】

#### (6) うつ等のスクリーニングの実施

保健所、市町村の保健センター等による訪問指導や住民健診、健康教育・健康相談の機会を活用することにより、地域における、うつ病の懸念がある人の把握を推進する。【厚生労働省】

特に高齢者については、閉じこもりやうつ状態になることを予防することが、介護予防の観点からも必要であり、地域の中で生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを推進することが重要である。このため、市町村が主体となって高齢者の介護予防や社会参加の推進等のための多様な通いの場の整備など、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する。【厚生労働省】

また、出産後間もない時期の産婦については、産後うつ予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化する。【厚生労働省】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」において、子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、産後うつ予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、適切な支援に結びつける。【厚生労働省】

#### (7) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者において、例えば、依存症においては関連法令に基づく取組、借金や家族問題等との関連性も踏まえて、調査研究を推進するとともに、継続的に治療・援助を行うための体制の整備、地域の医療機関を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築、自助活動に対する支援等を行う。【厚生労働省】

また、思春期・青年期において精神的問題を抱える者、自傷行為を繰り返す者や過去のいじめや被虐待経験などにより深刻な生きづらさを抱える者については、とりわけ若者の職業的自立の困難さや生活困窮などの生活状況等の環境的な要因も十分に配慮しつつ、地域の救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援するなど、要支援者の早期発見、早期介入のための取組を推進する。【厚生労働省】

#### (8) がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

がん患者について、必要に応じ専門的、精神心理的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターを中心とした体制の構築と周知を行う。【厚生労働省】

重篤な慢性疾患に苦しむ患者等からの相談を適切に受けられることができる看護師等を養成するなど、心理的ケアが実施できる体制の整備を図る。【厚生労働省】

### 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で実施する必要がある。そのため、様々な分野において、「生きることの阻害要因」を減らし、併せて「生

きることの促進要因」を増やす取組を推進する。

### （1）地域における相談体制の充実と支援策、相談窓口情報等の分かりやすい発信

地方公共団体による自殺対策関連の相談窓口等を掲載した啓発用のパンフレット等が、啓発の対象となる人たちのニーズに即して作成・配布されるよう支援し、併せて地域の相談窓口が住民にとって相談しやすいものになるよう体制の整備を促進する。【厚生労働省】

また、悩みを抱える人がいつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるためのよりどころとして、自殺防止のための24時間365日の無料電話相談を設置し、併せて地方公共団体による電話相談について全国共通ダイヤル（こころの健康相談統一ダイヤル）を設定し、引き続き当該電話相談を利用に供するとともに、民間団体による電話相談窓口の支援を行う。さらに多様な相談ニーズに対応するため、SNSや新たなコミュニケーションツールを活用した相談事業支援を拡充し、相談者が必要とするときに効果的な対応が可能となるよう仕組みの構築を進める。【厚生労働省】

電話、SNS等を活用した相談について、自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、広く周知を進めることにより、国民の約3人に2人以上が当該電話相談及びSNS等相談について聞いたことがあるようにすることを目指す。【厚生労働省】

さらに、支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した検索等の仕組みや検索連動広告及びプッシュ型の情報発信など、生きることの包括的な支援に関する情報の集約、提供を強化し、その周知を徹底する。【厚生労働省】

地域共生社会の実現に向けた施策として、制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、地域住民と公的な関係機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める。【厚生労働省】

### （2）多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実

「多重債務問題改善プログラム」に基づき、多重債務者に対するカウンセリング体制の充実、セーフティネット貸付の充実を図る。【金融庁、消費者庁、厚生労働省】

### （3）失業者等に対する相談窓口の充実等

失業者に対して早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施するほか、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対応し、さらに地方公共団体等との緊密な連携を通して失業者への包括的な支援を推進する。【厚生労働省】

また、「地域若者サポートステーション」において、地域の関係機関とも連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援する。【厚生労働省】

### （4）経営者に対する相談事業の実施等

商工会・商工会議所等と連携し、経営の危機に直面した個人事業主や中小企業の経営者等を対象とした相談事業、中小企業の一般的な経営相談に対応する相談事業を引き続き推進する。【経済産業省】

また、全都道府県に設置している中小企業活性化協議会において、財務上の問題を抱える中小企業者

に対し、窓口における相談対応や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援など、事業再生に向けた支援を行う。【経済産業省】

さらに、融資の際に経営者以外の第三者の個人保証を原則求めないことを金融機関に対して引き続き徹底するよう求めていくとともに、経営者の個人保証によらない融資をより一層促進するため「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及に努める。【金融庁，経済産業省】

#### （５）法的問題解決のための情報提供の充実

日本弁護士連合会・弁護士会と連携しつつ、日本司法支援センター（法テラス）の法的問題解決のための情報提供の充実及び国民への周知を図る。【法務省】

また、司法書士会と連携し、司法書士会のホームページ等を通じて、相談事業の国民への周知を図る。【法務省】

#### （６）危険な場所における安全確保、薬品等の規制等

自殺の多発場所における安全確保の徹底や支援情報等の掲示、鉄道駅におけるホームドア・ホーム柵の整備の促進等を図る。【厚生労働省，国土交通省】

また、危険な薬品等の譲渡規制を遵守するよう周知の徹底を図るとともに、従来から行っている自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動を継続して実施する。【警察庁，厚生労働省】

#### （７）ICTを活用した自殺対策の強化

支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した検索等の仕組みや検索連動広告及びプッシュ型の情報発信など、支援策情報の集約、提供を強化する。【厚生労働省】【再掲】

「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識を浸透させることや、自殺や自殺関連事象に関する誤った社会通念から脱却し国民一人ひとりの危機遭遇時の対応能力（援助希求技術）を高めるため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を積極的に活用して正しい知識の普及を推進する。【厚生労働省】【再掲】

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声掛け活動だけではなく、ICT（情報通信技術）も活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。【厚生労働省】

#### （８）インターネット上の自殺関連情報対策の推進

SNSによる集団自殺の呼び掛け等、インターネット上の自殺の誘引・勧誘等に係る情報については、警察とインターネット・ホットラインセンターが通報を受け、また、警察とサイバーパトロールセンターがサイバーパトロールを行うなどして把握に努め、警察とインターネット・ホットラインセンターが、プロバイダ等と連携してサイト管理者等に削除を依頼するなど、自殺防止のための必要な措置を講じる。【警察庁】

また、第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介するなどの情報等への対応として、青少

年へのフィルタリングの普及等の対策を推進する。【総務省、文部科学省、経済産業省】

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年がインターネットを利用して有害な情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするためにフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。【内閣府、文部科学省、経済産業省、総務省】

#### (9) インターネット上の自殺予告事案及び誹謗中傷への対応等

インターネット上の自殺予告事案に対する迅速・適切な対応を継続して実施する。【警察庁】

また、インターネットにおける自殺予告サイトへの書き込み等の違法・有害情報について、フィルタリングソフトの普及、プロバイダにおける自主的措置への支援等を実施する。【総務省、経済産業省】

加えて、電子掲示板への特定個人を誹謗中傷する書き込み等の違法・有害情報について、プロバイダにおける自主的措置への支援、速やかな書き込みの削除の支援及び人権相談等を実施する。【総務省、法務省】

侮辱罪の法定刑の引上げ（令和4年7月7日施行）の趣旨・内容を踏まえ、検察当局においては、誹謗中傷の事案についても、法と証拠に基づき、事案の内容等に応じて、処罰すべき悪質な行為については厳正な処分を行い、適切に対処を行う。【法務省】

#### (10) 介護者への支援の充実

高齢者や日常生活に支障を来す状態の者への介護者負担を軽減するため、地域包括支援センターその他関係機関等との連携協力体制の整備や介護者に対する相談等が円滑に実施されるよう、相談業務等に従事する職員の確保や資質の向上などに関し、必要な支援の実施に努める。【厚生労働省】

#### (11) ひきこもりの方への支援の充実

保健、医療、福祉、教育、労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり支援を推進する。このほか、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所において、医師や保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等による相談・支援を、本人や家族に対して行う。【厚生労働省】

#### (12) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与え、自殺のリスク要因ともなり得る。児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、市町村及び児童相談所の相談支援体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。【厚生労働省】

また、児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときなどに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」について、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、積極的な広報・啓発を実施する。【厚生労働省】

また、社会的養護の下で育った子どもは、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難を抱えることが多い。そのため、子どもの自立支

援を効果的に進めるために、例えば進学や就職などのタイミングで支援が途切れることのないよう、退所した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図る。【厚生労働省】

性犯罪・性暴力の被害者の精神的負担軽減のため、被害者が必要とする情報の集約や関係機関による支援の連携を強めるとともに、カウンセリング体制の充実や被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】

また、自殺対策との連携を強化するため、自殺対策に係る電話相談事業及びSNS相談事業を行う民間支援団体による支援の連携を強めるとともに、オンラインでの取組も含めた居場所づくりの充実を推進する。【厚生労働省】

さらに、性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】

性犯罪・性暴力の被害者において、PTSD等精神疾患の有病率が高い背景として、PTSD対策における医療と保健との連携の不十分さが指摘されている。

このため性犯罪・性暴力の被害者支援を適切に行う観点から、性犯罪・性暴力の被害者や犯罪被害者支援に特化したPTSD研修を継続していく。【厚生労働省】

### (13) 生活困窮者への支援の充実

複合的な課題を抱える生活困窮者の中に自殺リスクを抱えている人が少なくない実情を踏まえて、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、自殺対策に係る関係機関等とも緊密に連携し、効果的かつ効率的な支援を行う。また、地域の現場でそうした連携が進むよう、連携の具体的な実践例の周知や自殺対策の相談窓口を訪れた生活困窮者を必要な施策につなげるための方策を検討するなど、政策的な連携の枠組みを推進する。【厚生労働省】

さらに、関係機関の相談員を対象に、ケース検討を含む合同の研修を行い、生活困窮者自立支援制度における関係機関の連携促進に配慮した共通の相談票を活用するなどして、自殺対策と生活困窮者自立支援制度の連動性を高めるための仕組みを構築する。【厚生労働省】

### (14) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等

子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱えている人が多いひとり親家庭を支援するため、地方公共団体のひとり親家庭の相談窓口、母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員の配置を進め、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じるとともに、必要に応じて、他の支援機関につなげることにより、総合的・包括的な支援を推進する。【厚生労働省】

### (15) 性的マイノリティへの支援の充実

法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じる。人権相談等で、性的マイノリティ等に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。【法務省】

性的マイノリティは、社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因によって自殺念慮を抱えることもあり、大学等において、本人の同意なく、その人の性的指向・性自認に関する情報を第三者に暴露するこ



と（アウトティングも問題になっていることから、性的マイノリティに関する正しい理解を広く関係者に促進するとともに、学校における適切な教育相談の実施等を促す。【文部科学省】

性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口（よりそいホットライン）を設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を行う。【厚生労働省】

性的指向・性自認に関する侮辱的な言動や、労働者の了解を得ずに性的指向・性自認などの機微な個人情報や他の労働者に暴露することが職場におけるパワーハラスメントに該当し得ること、職場におけるセクシュアルハラスメントは相手の性的指向・性自認にかかわらず該当し得ること等について、引き続きパンフレット等を活用して周知を行う。その他、公正な採用選考についての事業主向けパンフレットに「性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨を記載し周知する。【厚生労働省】

#### **(16) 相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化**

国や地方公共団体、民間団体による相談事業において、障害の特性等により電話や対面による相談が困難な場合であっても、可能な限り相談ができるよう、FAX、メール、SNS等の多様な意思疎通の手段の確保を図る。【厚生労働省】

地方公共団体による取組を支援するなど、子どもに対するSNSを活用した相談体制の実現を図る。

#### **【文部科学省】**

性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】【再掲】

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声掛け活動だけではなく、ICT（情報通信技術）も活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。【厚生労働省】【再掲】

#### **(17) 関係機関等の連携に必要な情報共有の仕組みの周知**

地域における多様な支え手による生きることの包括的な支援を円滑に行えるようにするため、相談者本人の意思を尊重しつつ、有機的な連携のため必要な相談者に係る情報を共有することができるよう、関係機関の連携に必要な情報共有の仕組みに係る取組事例を収集し、地方公共団体等に周知する。【厚生労働省】

また、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者への支援に関して、生活困窮者自立支援制度における支援会議の活用など、個人情報の適正な取扱いに関する体制の整備を推進する。【厚生労働省】

#### **(18) 自殺対策に資する居場所づくりの推進**

生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性、性的マイノリティの方等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域とつながり、支援につながるよう、オンラインでの取組も含めて、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進する。【厚生労働省、関係府省】

相談者が抱える問題を具体的に解決して「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす個別な支援と、相談者の自己肯定感を高めて「生きることの促進要因（自殺の保護要因）」を増やす居場所活動を通じた支援とを連動させた包括的な生きる支援を推進する。【厚生労働省】

#### **(19) 報道機関に対するWHOの手引き等の周知等**

報道機関に適切な自殺報道を呼び掛けるため、WHOの自殺予防の手引きのうち「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識（WHO作成）」及び「自殺対策を推進するために映画制作者と舞台・映像関係者に知ってもらいたい基礎知識（WHO作成）」を報道各社に周知し、それらを遵守するよう要請する。また、国内の報道機関が自主的に策定した自殺報道に関するガイドライン等の活用を呼び掛ける。【厚生労働省】

マスメディアにおける自主的な取組に資するよう、自殺報道の影響や諸外国の取組等に関する調査研究を行うとともに、ウェルテル効果（報道が自殺者を増加させる効果）を防ぐための取組や、パパゲーノ効果（報道が自殺を抑止する効果）を高めるための取組や報道における扱いについて、報道関係者やニュースサイト及びSNS等事業者と協力して理解を深めていくための取組を推進する。【厚生労働省】

#### **(20) 自殺対策に関する国際協力の推進**

海外の様々な知見等を我が国の自殺対策に活用すべく、海外の自殺対策関係団体等との交流を推進する。【厚生労働省】

日本においては、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数が3万人台から2万人台に減少したところであり、こうした日本における取組について国際的に発信し、国際的な自殺対策の推進への貢献を行う。【厚生労働省】【再掲】

### **8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ**

救急医療機関に搬送された自殺未遂者への複合的ケースマネジメントの効果検証、医療機関と地方公共団体の連携による自殺未遂者支援の取組検証など、各地で展開された様々な試行的取組の成果の蓄積等を踏まえて、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を強化する。また、自殺未遂者を支える家族や支援者等への支援を充実する。

#### **(1) 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備**

自殺未遂者の再企図を防ぐためには、救急医療機関に搬送された自殺未遂者に退院後も含めて精神科又は心療内科につなぐなど、継続的に適切に介入するほか、対応困難例の事例検討や地域の医療従事者への研修等を通じて、地域の自殺未遂者支援の対応力を高める拠点となる医療機関が必要であり、これらの取組に対する支援を強化するとともに、モデル的取組の横展開を図る。【厚生労働省】

かかりつけの医師や救急医療機関等が、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者を精神科医療につなげようとする際、精神科医療機関がこれらの緊急性を踏まえて確実に対応できるよう、診療報酬での取扱いを踏まえた精神科医療体制の充実の方策を検討する。【厚生労働省】【再掲】

## (2) 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実

精神科救急医療体制の充実を図るとともに、救命救急センター等に精神保健福祉士等の精神保健医療従事者等を配置するなどして、治療を受けた自殺未遂者の精神科医療ケアの必要性を評価し、必要に応じて精神科医による診療や精神保健医療従事者によるケアが受けられる救急医療体制の整備を図る。【厚生労働省】

また、自殺未遂者に対する的確な支援を行うため、自殺未遂者の治療とケアに関するガイドラインについて、救急医療関係者等への研修等を通じて普及を図る。【厚生労働省】

## (3) 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化

各都道府県が定める保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉施策を踏まえつつ、地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築を促進する。医療機関と地方公共団体が自殺未遂者への支援を連携して行うことにより、切れ目のない継続かつ包括的な自殺未遂者支援を推進する。また、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者への支援に関して、生活困窮者自立支援制度における支援会議の活用など、個人情報 の適正な取扱いに関する体制の整備を推進する。さらに、この連携を促進するため、精神保健福祉士等の専門職を、医療機関等に配置するなどの取組を進める。【厚生労働省】【一部再掲】

また、地域において、かかりつけの医師等がうつ病と診断した人や救急医療機関に搬送された自殺未遂者について、生活上の課題等の確認をする体制、退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制及び様々な分野の相談機関につなげる多機関連携体制の整備を推進する。【厚生労働省】【再掲】

自殺未遂者は、再度の自殺を図る可能性が高いこと、また、自殺対策を講じる上で、その原因の究明や把握が必要であることから、自殺未遂者から得られた実態を分析し、有効な自殺対策につなげるため、匿名でデータベース化する取組を進めていく。【厚生労働省】

## (4) 居場所づくりとの連動による支援

生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性、性的マイノリティの方等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域とつながり、支援につながるよう、オンラインでの取組も含めて、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進する。【厚生労働省、関係府省】【再掲】

相談者が抱える問題を具体的に解決して「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす個別の支援と、相談者の自己肯定感を高めて「生きることの促進要因（自殺の保護要因）」を増やす居場所活動を通じた支援とを連動させた包括的な生きる支援を推進する。【厚生労働省】【再掲】

## (5) 家族等の身近な支援者に対する支援

自殺の原因となる社会的要因に関する各種相談機関とのネットワークを構築することにより精神保健福祉センターや保健所の保健師等による自殺未遂者に対する相談体制を充実するとともに、地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体のネットワークを構築するなど継続的なケアができる体制の整備を一層進めることなどにより、退院後の家族や知人等の身近な支援者による見守りへの支援を充実する。【厚生労働省】

また、諸外国の実証研究において、家族等の支援を受けた自殺未遂者本人の自殺関連行動や抑うつ感、自殺未遂者の家族自身の抑うつや自殺念慮が改善したとの報告があることを踏まえ、自殺未遂者の日常的な支援者としての家族や知人等、自殺未遂者のことで悩んでいる家族や知人等の支えになりたいと考える者を対象とした研修を開催するとともに、身近な人を支えるための傾聴スキルを学べる動画等を作成して一般に公開し、自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉えて啓発を行う。【厚生労働省】

#### (6) 学校、職場等での事後対応の促進

学校、職場で自傷行為や自殺未遂を把握した場合に、その直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺未遂後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料の普及等により、適切な事後対応を促す。【文部科学省、厚生労働省】

また、学校においては、自殺未遂に至った事例について関係者による再発防止に向けた検討の実施を促す。【文部科学省】

### 9. 遺された人への支援を充実する

基本法では、その目的規定において、自殺対策の総合的推進により、自殺の防止を図ることとともに、自殺者の親族等の支援の充実を図ることが掲げられている。自殺により遺された人等に対する迅速な支援を行うとともに、全国どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう情報提供を推進するなど、支援を充実する。また、遺族の自助グループ等の地域における活動を支援する。

#### (1) 遺族の自助グループ等の運営支援

地域における遺族の自助グループ等の運営、相談機関の遺族等への周知を支援するとともに、精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺族等への相談体制を充実する。【厚生労働省】

#### (2) 学校、職場等での事後対応の促進

学校、職場で自殺があった場合に、その直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料の普及等を行い、遺族の声を聞く機会を設ける等により遺族等の意向を丁寧に確認しつつ、遺族等に寄り添った適切な事後対応を促す。【文部科学省、厚生労働省】

#### (3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等

遺族等が全国どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう、指定調査研究等法人を中心に取り組む。また、遺族等が総合的な支援ニーズを持つ可能性があることを踏まえ、必要に応じて役立つ情報を迅速に得ることができるよう、一般的な心身への影響と留意点、諸手続に関する情報、自助グループ等の活動情報、民間団体及び地方公共団体の相談窓口その他必要な情報を掲載したパンフレットの作成と、遺族等と接する機会の多い関係機関等での配布を徹底するなど、自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供を推進する。【厚生労働省】

遺族等が必要とする遺族の自助グループ等の情報や行政上の諸手続及び法的問題への留意事項等とをりまとめ「生きることの包括的な支援」として作成された「自死遺族等を支えるために～総合的支援の

手引き」(平成30年11月)の活用を推進するとともに、必要な見直しや情報の整理及び提供を行う。

【厚生労働省】

#### (4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、遺族等からの意見も踏まえつつ、遺族等に寄り添った適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。【警察庁，総務省】【再掲】

#### (5) 遺児等への支援

地域における遺児等の支援活動の運営、遺児等やその保護者への相談機関の周知を支援するとともに、児童生徒と日頃から接する機会が多い学校の教職員を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所、精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺児等に関する相談体制を充実する。【文部科学省，厚生労働省】

遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。【文部科学省】【再掲】

また、遺児の中には、ケアを要する家族がいる場合、自身がヤングケアラーとならざるを得ない可能性があるが、そうした場合に心理的なサポートに加えて看護や介護等を含めた支援を受けられるよう、適切な情報の周知や支援を強化する。【厚生労働省】

### 10. 民間団体との連携を強化する

国及び地域の自殺対策において、民間団体は非常に重要な役割を担っている。しかし、多くの民間団体が、組織運営や人材育成、資金確保等の面で課題を抱えている。そうした現状を踏まえ、平成28年4月、基本法の改正により、国及び地方公共団体は、民間団体の活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。とされた。

#### (1) 民間団体の人材育成に対する支援

民間団体における相談の担い手や他機関連携を促すコーディネーターの養成を支援する。【厚生労働省】  
活動分野ごとのゲートキーパー養成のための研修資材の開発や研修資材の開発支援、研修受講の支援等により、民間団体における人材養成を支援する。【厚生労働省】

#### (2) 地域における連携体制の確立

地域において、自殺対策を行っている公的機関、民間団体等の実践的な連携体制の確立を促すとともに、連携体制が円滑に機能するよう優良事例に関する情報提供等の支援を行う。【厚生労働省】  
消費者トラブルの解消とともに自殺等の兆候の事前察知や関係機関の連携強化等にも寄与するため、トラブルに遭うリスクの高い消費者(高齢者、消費者被害経験者等)の消費者被害の防止のための見守りネットワークの構築を支援する。【消費者庁】

### (3) 民間団体の相談事業に対する支援

民間団体による自殺対策を目的とした相談事業に対する支援を引き続き実施する。【厚生労働省】

また、相談員の人材育成等に必要な情報提供を行うなどの支援を引き続き実施する。【厚生労働省】

民間団体による電話相談窓口の支援を行うとともに、多様な相談ニーズに対応するため、SNSや新たなコミュニケーションツールを活用した相談事業支援を拡充し、相談者が必要とするときに効果的な対応が可能となるよう仕組みの構築を進める。【厚生労働省】【再掲】

### (4) 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

国及び地域における取組を推進するため、民間団体の実施する先駆的・試行的な自殺対策や調査等を支援する。【厚生労働省】

また、民間団体が先駆的・試行的な自殺対策に取り組みやすくなるよう、必要な情報提供等の支援を行う。【厚生労働省】

自殺多発地域における民間団体を支援する。【厚生労働省】

## 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

我が国の自殺者数は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、小中高生の自殺者数は増えており、令和3年には小中高生の自殺者数が過去2番目の水準となった。また、若年層の死因に占める自殺の割合は高く、若年層の自殺対策が課題となっている。さらに、基本法に学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれていることなどから、特に若者の自殺対策を更に推進する。

支援を必要とする若者が漏れないよう、その範囲を広くとることは重要であるが、ライフステージ(学校の各段階)や立場(学校や社会とのつながりの有無等)ごとに置かれている状況は異なっており、自殺に追い込まれている事情も異なっていることから、それぞれの集団の置かれている状況に沿った施策を実施することが必要である。

### (1) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

いじめ防止対策推進法、「いじめの防止等に関する基本的な方針」(平成25年10月11日文部科学大臣決定)等に定める取組を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、またその際、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきことを指導する。【文部科学省】

子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間の全国統一ダイヤル(24時間子供SOSダイヤル)によるいじめなどの問題に関する電話相談体制について地方公共団体を支援するとともに、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進する。

また、地方公共団体による取組を支援するなど、子どもに対するSNSを活用した相談体制の実現を図る。【文部科学省】【一部再掲】

また、地域の人権擁護委員等が手紙のやりとりを通じて子どもの悩みに寄り添う「子どもの人権SOSミニレター」などの子どもの人権を守る取組を引き続き実施する。【法務省】

いじめが人に与える影響の大きさへの理解を促すため、いじめを受けた経験のある人やいじめを苦に自殺で亡くなった子を持つ遺族等の体験談等を、学校において、子どもや教育関係者が聴く機会を設けるよう努める。【文部科学省】

## (2) 学生・生徒等への支援の充実

児童生徒の自殺は、長期休業明け前後に多い傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、児童生徒向けの自殺予防の取組に関する周知徹底の強化を実施したり、GIGAスクール構想で配布されているPCやタブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進したりするなど、小学校、中学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取組を推進する。【文部科学省】【再掲】

保健室やカウンセリングルーム等をより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。また、相談の際にプライバシーが守られる環境を整備するとともに、これらの教職員の資質向上のための研修を行う。さらに、大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生に必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図る。【文部科学省】【再掲】

児童生徒の精神不調等の早期発見や、児童生徒の自殺の実態解明について、ITツールの活用を通じた取組を検討する。【文部科学省】

自殺リスクが高い子どもがいる場合、迅速かつ適切に対応できるよう、子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、教育委員会、地方公共団体の自殺対策担当者、児童相談所、福祉施設、医療機関、警察等の関係機関及び地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることができる仕組みの設置や運営に関する支援を行うとともに、自殺リスクが高い子どもへの緊急対応について教職員等が専門家や関係機関へ迅速な相談を行えるような体制を構築する。【厚生労働省、文部科学省】

いじめ防止対策推進法、「いじめの防止等に関する基本的な方針」等に定める取組を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、またその際、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきことを指導する。

【文部科学省】【再掲】

子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間の全国統一ダイヤル（24時間子供SOSダイヤル）によるいじめなどの問題に関する電話相談体制について地方公共団体を支援するとともに、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる地域ぐるみの体制整備を促進する。また、地方公共団体による取組を支援するなど、子どもに対するSNSを活用した相談体制の実現を図る。【文部科学省】【再掲】

また、地域の人権擁護委員等が手紙のやりとりを通じて子どもの悩みに寄り添う「子どもの人権SOSミニレター」などの子どもの人権を守る取組を引き続き実施する。【法務省】【再掲】

不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所の確保を含めた早期からの支援につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の充実を図る。【文部科学省】高校中途退学者及び進路未決定卒業者について、中途退学、卒

業後の状況等に関する実態の把握及び共有に努め、ハローワーク、地域若者サポートステーション、学校等の関係機関が連携協力し、効果的な支援を行う。【文部科学省、厚生労働省】

### （3）SOSの出し方に関する教育等の推進

学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流及び心理・福祉の専門家や自殺対策に資する取組を行う関係団体との連携などを通じた児童生徒が命の大切さ・尊さを実感できる教育や、SOSの出し方に関する定期的な教育を含めた社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育を更に推進するとともに、自尊感情や自己有用感が得られ、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進める。【文部科学省】【再掲】

児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方を教えるだけでなく、子どもがSOSを出しやすい環境を整えることの重要性を伝え、また、大人が子どものSOSを察知し、それをどのように受け止めて適切な支援につなげるかなどについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布等により取組の支援を行う。

遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。【文部科学省】【再掲】

### （4）子どもへの支援の充実

貧困の状況にある子どもが抱える様々な問題が自殺のリスク要因となりかねないため、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき実施される施策と自殺対策との連携を深める。【内閣府、厚生労働省】

生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮世帯の子どもを対象に、学習支援や居場所づくりに加え、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う学習・生活支援事業を実施するとともに、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるひとり親家庭の子どもを対象に、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得や学習支援等を行う居場所づくりを推進する。【厚生労働省】

児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与える。児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、市町村及び児童相談所の相談支援体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。【厚生労働省】【再掲】

また、社会的養護の下で育った子どもは、施設などを退所し自立するに当たって、保護者などから支援を受けられない場合が多く、その結果、様々な困難を抱えることが多い。そのため、子どもの自立支援を効果的に進めるために、例えば進学や就職などのタイミングで支援が途切れることのないよう、退所した後も引き続き子どもを受け止め、支えとなるような支援の充実を図る。【厚生労働省】【再掲】

### （5）若者への支援の充実

「地域若者サポートステーション」において、地域の関係機関とも連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援する。【厚生労働省】【再掲】

保健、医療、福祉、教育、労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相



談・支援等を行い、ひきこもり支援を推進する。このほか、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所において、医師や保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等による相談・支援を、本人や家族に対して行う。【厚生労働省】【再掲】

性犯罪・性暴力の被害者の精神的負担軽減のため、被害者が必要とする情報の集約や関係機関による支援の連携を強めるとともに、カウンセリング体制の充実や被害者の心情に配慮した事情聴取等を推進する。【内閣府、警察庁、厚生労働省】【再掲】

また、自殺対策との連携を強化するため、自殺対策に係る電話相談事業及びSNS相談事業を行う民間支援団体による支援の連携を強めるとともに、オンラインでの取組も含めた居場所づくりの充実を推進する。【厚生労働省】【再掲】

さらに、性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】【再掲】

思春期・青年期において精神的問題を抱える者、自傷行為を繰り返す者や被虐待経験などにより深刻な生きづらさを抱える者について、地域の救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関・関係団体のネットワークの構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援するなど、精神疾患の早期発見、早期介入のための取組を推進する。【厚生労働省】【一部再掲】

#### (6) 若者の特性に応じた支援の充実

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほめめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声掛け活動だけではなく、ICT（情報通信技術も活用した若者へのアウトリーチ策を強化する。【厚生労働省】【再掲】

支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に係る情報を得ることができるようにするため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用した検索等の仕組みや検索連動広告及びプッシュ型の情報発信など、支援策情報の集約、提供を強化する。【厚生労働省】【再掲】

若年層の自殺対策が課題となっていることを踏まえ、若者の自殺や生きづらさに関する支援一体型の調査を支援する。【厚生労働省】【再掲】

#### (7) 知人等への支援

若者は、支援機関の相談窓口ではなく、個人的なつながりで、友人等の身近な者に相談する傾向があると言われている。また、悩みを打ち明けられ、相談を受けた身近な者が、対応に苦慮して自らも追い詰められていたり、希死念慮を抱えていたりする可能性がある。そのため、民間団体の活動に従事する人や、悩みを抱える者を支援する家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者も含む自殺対策従事者について、相談者が自殺既遂に至った場合も含めて心の健康を維持するための仕組みづくりを推進するとともに、心の健康に関する知見を生かした支援方法の普及を図る。【厚生労働省】【一部再掲】

### （８）子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備

令和5年4月1日に設立が予定されているこども家庭庁と連携し、喫緊の課題として子ども・若者の自殺対策を更に強化するため、子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備を検討する。【厚生労働省、文部科学省】

## 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

### （１）長時間労働の是正

長時間労働の是正については、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）による改正後の労働基準法において、事業場で使用者と過半数労働組合等が労働基準法第36条第1項に基づく労使協定を結ぶ場合に、法定労働時間を超えて労働者に行わせることが可能な時間外労働の限度を、原則として月45時間かつ年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできないこととすること等を内容とする罰則付きの時間外労働の上限規制等を導入した。

【厚生労働省】

また、労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするため、労働基準法に根拠規定を設け、新たに、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」（平成30年厚生労働省告示第323号）を定めた。【厚生労働省】

これらを踏まえ、いわゆる過労死・過労自殺を防止するため、過重労働による健康障害の防止に向け、長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底など労働基準監督署による監督指導を引き続き徹底していくとともに、これらの制度が円滑に施行されるよう、働き方改革推進支援センターや都道府県労働局等において、相談・支援を行う。【厚生労働省】

また、働く者が生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るため、勤務間インターバル制度の導入促進を図る。【厚生労働省】

加えて、労働時間の適正な把握を徹底するため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を行う。【厚生労働省】

コロナ禍で進んだテレワークの適切な運用を含め、職場のメンタルヘルス対策を更に推進する。【厚生労働省】

さらに、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】【再掲】

昨今増加している副業・兼業を行う方については、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知を行う。【厚生労働省】

### （２）職場におけるメンタルヘルス対策の推進

過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援等の過労死等の防止のための対策を推進する。【厚生労働省】【再掲】

また、職場におけるメンタルヘルス対策の充実を推進するため、引き続き、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図るとともに、労働安全衛生法の改正により平成27年12月に創設されたストレスチェック制度の実施の徹底を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策の更なる普及を図る。あわせて、ストレスチェック制度の趣旨を踏まえ、長時間労働などの量的負荷のチェックの視点だけではなく、職場の人間関係や支援関係といった質的負荷のチェックの視点も踏まえて、職場環境の改善を図っていくべきであり、ストレスチェック結果を活用した集団分析を踏まえた職場環境改善に係る取組の優良事例の収集・共有、職場環境改善の実施等に対する助成措置等の支援を通じて、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する。【厚生労働省】【再掲】

加えて、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトにおいて、総合的な情報提供や電話・メール・SNS相談を実施するとともに、各都道府県にある産業保健総合支援センターにおいて、事業者への啓発セミナー、事業場の人事労務担当者・産業保健スタッフへの研修、事業場への個別訪問による若年労働者や管理監督者に対するメンタルヘルス不調の予防に関する研修等を実施する。【厚生労働省】【再掲】

小規模事業場に対しては、安全衛生管理体制が必ずしも十分でないことから、産業保健総合支援センターの地域窓口において、個別訪問等によりメンタルヘルス不調を感じている労働者に対する相談対応等を実施するとともに、メンタルヘルス対策等の取組に対する助成措置等を通じて、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を強化する。【厚生労働省】【再掲】

また、「働き方改革実行計画」や「健康・医療戦略」に基づき、産業医・産業保健機能の強化、長時間労働の是正、法規制の執行の強化、健康経営の普及促進等をそれぞれ実施するとともに、それらを連動させて一体的に推進する。【経済産業省，厚生労働省】【再掲】

### （3）ハラスメント防止対策

パワーハラスメント対策については、引き続き、ポータルサイトや企業向けセミナー等を通じて、広く国民及び労使に向けた周知・広報を行うとともに、労使の具体的な取組の促進を図る。【厚生労働省】【再掲】

さらに、全ての事業所においてパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントがあってはならないという方針の明確化や、その周知・啓発、相談窓口の設置等の措置が講じられるよう、また、これらのハラスメント事案が生じた事業所に対しては、適切な事後の対応及び再発防止のための取組が行われるよう都道府県労働局雇用環境・均等部（室）による指導の徹底を図る。【厚生労働省】【再掲】

## 13. 女性の自殺対策を更に推進する

我が国の自殺死亡率は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、女性の自殺者数は令和2年に2年ぶりに増加し、令和3年も更に前年を上回った。女性の自殺対策は、妊産婦への支援を始め、女性特有の視点も踏まえ、講じていく必要がある。

### （1）妊産婦への支援の充実

予期せぬ妊娠などにより身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、相談支援等を受けられるようにする支援等を含め、性と健康の相談センター事業等により、妊娠初期の方や予期せぬ妊娠をし

た方等の支援を推進する。【厚生労働省】

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、関係機関の連携を促進し、特定妊婦や飛び込み出産に対する支援を進める。【厚生労働省】

また、出産後間もない時期の産婦については、産後うつ予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化する。【厚生労働省】【再掲】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」において、子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、産後うつ予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、適切な支援に結びつける。【厚生労働省】【再掲】

産後に心身の不調又は育児不安等を抱える者等に対しては、退院直後の母親等に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。【厚生労働省】

## （2）コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援

やむを得ず職を失った方への支援として、ハローワークにおける非正規雇用労働者等に対する相談支援や、マザーズハローワーク事業として、子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援を実施する。

【厚生労働省】

コロナ禍において女性の雇用問題が深刻化し、各種支援策が十分に届いていない状況があるとの指摘を踏まえ、コロナ禍に限らず日頃から、政府が実施している雇用に関する支援策の効果的なPR方法等も含めて、困難な問題を抱える方々に必要な支援が十分に行き渡るように取組を推進する。【厚生労働省】

配偶者等からの暴力の相談件数が高水準で推移していることも踏まえ、多様なニーズに対応できる相談体制の整備を進めるなど、被害者支援の更なる充実を図る。【内閣府】

また、新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性を始め様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援する。【内閣府】

## （3）困難な問題を抱える女性への支援

性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める。【厚生労働省】【再掲】

なお、令和6年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されることも踏まえ、今後策定する「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」に基づき、必要な取組を推進する。【厚生労働省】

## 第5 自殺対策の数値目標

平成28年4月、基本法の改正により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して対処していくことが重要な課題であるとされた。したがって、最終的に目指すべきはそうした社会の実現で

あるが、前大綱において、当面の目標として、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることとされた。本大綱においても、引き続き、同様の数値目標を設定することとする。

なお、できるだけ早期に目標を達成できるよう努めるものとし、目標が達成された場合は、大綱の見直し期間にかかわらず、そのあり方も含めて数値目標を見直すものとする。注) 先進諸国の自殺死亡率は、WHO Mortality Database および各国の国勢調査によると、米国 14.9 (2019)、フランス 13.1 (2016)、カナダ 11.3 (2016)、ドイツ 11.1 (2020)、英国 8.4 (2019)、イタリア 6.5 (2017) となっており、日本において 16.4 (2020) である。

平成27年の自殺死亡率は18.5であり、それを30%以上減少させると13.0以下となる。我が国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計（平成29年推計）によると、令和7年には約1億2300万人になると見込まれており、目標を達成するためには自殺者数は約1万6000人以下となる必要がある。

## 第6 推進体制等

### 1. 国における推進体制

大綱に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、自殺総合対策会議を中心に、必要に応じて一部の構成員による会合を機動的に開催するなどして、厚生労働大臣のリーダーシップの下に関係行政機関相互の緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図る。

さらに、同会議の事務局が置かれている厚生労働省において、関係府省が行う対策を支援、促進するとともに、地域自殺対策計画策定ガイドラインの改訂版を作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定及び見直しを支援し、国を挙げて総合的な自殺対策を実施していく。特異事案の発生時等の通報体制を整備するとともに、関係府省緊急連絡会議を機動的に開催し、適切に対応する。

また、国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するための仕組みを設ける。さらに、保健、医療、福祉、教育、労働、男女共同参画、高齢社会、少子化社会、青少年育成、障害者、犯罪被害者等支援、地域共生社会、生活困窮者支援その他の関連施策など関連する分野とも緊密に連携しつつ、施策を推進する。

また、指定調査研究等法人は、関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むための拠点として、精神保健的な視点に加え、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な視点から、国がPDCAサイクルを回すためのエビデンスに基づく政策支援を行い、併せて地域レベルの取組を支援する視点から、民間団体を含む基礎自治体レベルの取組の実務的・実践的支援の強化及び地域が実情に応じて取り組むための情報提供や仕組みづくり（人材育成等）を行う。

### 2. 地域における計画的な自殺対策の推進

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していくことが重要である。

このため、国は地域自殺対策計画策定ガイドライン、自殺実態プロファイルや政策パッケージを作成・

提供するとともに、都道府県や政令指定都市において、地域自殺対策推進センターにより管内の市町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等が行われるよう支援する。また、都道府県及び政令指定市において、様々な分野の関係機関・団体によって構成される自殺対策連絡協議会等の自殺対策の検討の場の設置と同協議会等による地域自殺対策計画の策定・見直し等が推進されるよう、積極的に働きかけるとともに、情報の提供等適切な支援を行うこととする。また、市町村においても自殺対策の専任部署の設置や、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員配置がなされるよう、積極的に働きかける。さらに、複数の地方公共団体による連携の取組についても、情報の提供等適切な支援を行うこととする。また、これらの地域における取組への民間団体等の参画が一層進むよう、地方公共団体に働きかける。

### 3. 施策の評価及び管理

自殺総合対策会議により、本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を把握し、その効果等を評価するとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善に努める。

このため、厚生労働大臣の下に、中立・公正の立場から本大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価するための仕組みを設けるとともに、ICTの活用により効果的に自殺対策を推進する。

### 4. 大綱の見直し

本大綱については、政府が推進すべき自殺対策の指針としての性格に鑑み、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、本大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う。

## 6 旭川市自殺対策推進計画庁内推進会議設置要綱

### 旭川市自殺対策推進計画庁内推進会議設置要綱

#### (目的)

第1条 自殺対策基本法に定める市町村自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定及び計画の推進・分析・評価・見直し等について検討すること並びに計画に係る事業を推進することを目的に、旭川市自殺対策推進計画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び分析・評価・見直しに関すること。
- (2) 計画に係る事業の推進に関すること。
- (3) 計画の推進に係る庁内連携に関すること。
- (4) その他計画に関すること。

#### (組織)

第3条 推進会議は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、健康推進課長をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 別表に掲げる課を代表する者
  - (2) 前号に掲げる者のほか、座長が必要と認める者
- 4 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 5 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第4条 推進会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 座長は推進会議の議長となり、議事を整理する。

#### (庶務)

第5条 推進会議の庶務は、健康推進課において処理する。

#### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、座長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は平成30年8月7日から施行する。

#### 附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は令和5年4月24日から施行する。

## 別表

総合政策部	政策調整課
いじめ防止対策推進部	いじめ防止対策推進課
女性活躍推進部	女性活躍推進課
防災安全部	交通防犯課
税務部	納税推進課
市民生活部	市民生活課
福祉保険部	福祉保険課
	長寿社会課
	介護保険課
	障害福祉課
	生活支援課
子育て支援部	子育て支援課
	子育て助成課
	おやこ応援課
	旭川市子ども総合相談センター
保健所	健康推進課
	保健指導課
経済部	経済総務課
建築部	市営住宅課
消防本部	警防課（救急担当）
学校教育部	学務課
	教育指導課
社会教育部	社会教育課
市立旭川病院	地域医療連携課（連携事務担当）



## 7 旭川市自殺対策ネットワーク会議設置要綱

### 旭川市自殺対策ネットワーク会議設置要綱

#### (目的)

第1条 市内の各関係機関・団体と連携し、本市の自殺防止対策の推進を図ることを目的に、旭川市自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺防止対策における関係機関・団体の情報交換及び連携推進に関すること。
- (2) 自殺防止に資する普及啓発及び広報等に関すること。
- (3) 旭川市自殺対策推進計画の推進に関すること。
- (4) その他自殺防止対策に関しネットワーク会議が必要と認める事項に関すること。

#### (組織)

第3条 ネットワーク会議の構成員は、別表に掲げる関係機関・団体の代表者又は職員等とする。

#### (ネットワーク会議)

第4条 ネットワーク会議は保健所長が招集する。

- 2 ネットワーク会議に座長を置く。
- 3 ネットワーク会議の座長は保健所健康推進課長とする。
- 4 座長は会議の進行を行う。
- 5 座長が必要があると認めるときは、ネットワーク会議に当該構成員以外の者を出席させることができる。

#### (守秘義務)

第5条 ネットワーク会議に出席及び参加する者は、会議及び業務上知り得た秘密はすべて、これを他に漏らしてはならない。ネットワークの構成員及び関係者でなくなった後においても同様とする。

#### (事務局)

第6条 ネットワーク会議の事務局は保健所健康推進課に置く。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほかネットワーク会議の運営に必要な事項については、構成員の協議により決定する。

附 則

この要綱は平成22年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年5月11日から施行する。

## 別 表

## 旭川市自殺対策ネットワーク会議構成機関・団体（15機関・団体）

旭川医科大学 医学部看護学科（精神看護学講座）
北海道私立専修学校各種学校連合会 旭川支部
旭川中央警察署生活安全課
旭川東警察署生活安全課
旭川公共職業安定所
社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会
旭川市民生委員児童委員連絡協議会
社会福祉法人 旭川いのちの電話
法テラス旭川
一般社団法人 北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター
北海道家庭生活カウンセラー旭川クラブ
旭川弁護士会
あさひかわ若者サポートステーション
旭川労働基準監督署
旭川精神衛生協会

## 第2次旭川市自殺対策推進計画

～気づき, つながる, 生きるを支えるまちへ～

発行 旭川市

発行年月 令和6年3月

問合せ先 旭川市保健所健康推進課

〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎

電話 0166-26-1111 (代表)

メール [kenkousuisin@city.asahikawa.lg.jp](mailto:kenkousuisin@city.asahikawa.lg.jp)